

2009 年 人権報告書：サウジ・アラビア

民主主義・人権・労働局

人権に関する取り組みについての 2009 年国別報告書

2010 年 3 月 11 日

サウジ・アラビア王国は、アル・サウド家によって支配される君主国である。人口は約 2,850 万人で、内 580 万人は外国人である。2005 年以来、アブドラ・ビン・アブド・アル・アジズ・アル・サウド国王が、メッカとメディナにあるイスラムの最も神聖な 2 つの場所に対する国王の責任の拠り所である、2 つの聖なるモスクの管理者という名目で統治している。政府は、シャリア（イスラム法）の解釈、および 1992 年統治基本法にその正当性の根拠を置いている。統治基本法は、統治機構、市民の権利、ならびに、政府の権能および責務を定める。また、この法律は、コーランおよび預言者マホメットの言行録（スンナ）がこの国の憲法として機能すると定める。2005 年、同国は、政党制に基づかない男性のみによる地方議会の議員の半数を選出するための選挙を実施したが、これは、公職に就く者を選出する 1963 年以来初めての選挙であった。文民当局は、全般的に治安部隊を有効に統括した。

この年、人権に関して次のような重大な問題が報告された。つまり、政府を平和裡に変更する権利がないこと、行方不明、拷問および暴行、刑務所および収容所の劣悪な状態、恣意的な逮捕および接見の認められない拘留、司法機構における公開審理の拒絶と正当手続の欠如、政治犯、市民の自由（言論（インターネットを含む）、集会、結社、移動の自由など）に対する制約、信仰の自由に対する厳しい制限、ならびに、汚職および政治の透明性欠如である。女性に対する暴力、子どもの権利の侵害、ならびに、性別、宗教、党派、人種に基づく差別は日常的である。自国民優先の雇用制度は、外国人労働者の権利を制限し、深刻な未解決の問題である。

この年に達成された人権に関する重要な成果には、2007 年に発表された王国の司法制度改革の実施があり、この中には、新しい最高裁判所、地方の控訴裁判所、一般、刑事、身分、商事および労働事件に関する専門裁判所の設立、司法決定の体系的再検討、ならびに、裁判官の雇用、訓練および監督についての責任を、司法省から再編された最高司法協議会に移管したことなどが含まれる。上記の改革を支援するため、国王は、宗教学者上級協議会を再編成し、シャリア（イスラム法）の解釈の基礎を広げるために、スンニ法学の 4 つのすべての学派の代表者を包含した。人身売買禁止法の成立により、法の適用にあたる法執行担当官の訓練が実施されることになった。最初の男女共学の大学であるアブドラ国王科学技術大学は、その門戸を開き、国王は、閣僚級の最初の女性公務員として、女性教育担当副大臣を任命した。

人権の尊重

セクション 1 人としての人格の尊重。下記からの自由を含む：

a. 恣意的または違法な人命の剥奪

政府またはその手先が、この年に政治的な動機で殺人を犯したことは知られていなかった。しかし、サウジの武装兵力が、この年の末にかけて、イエメンからの Houthi 反政府武装勢力との越境衝突でイエメンの民間人を殺害したとの報道機関の報告があった。非政府組織(NGO)アムネスティ・インターナショナル(AI)の 7 月 22 日付の報告によれば、人々は、「テロとの戦いという名目で、不確かな状況の中で殺害された」。

6 月の第 1 週に、イラクから送還されたサウジの活動家であるアブドラ・アル・ルミアンが、Al-Ha'ir の国家保安収容所(保安上の違反者は収容所に、刑事犯罪人は刑務所に収容される)での拘留中に死亡した、と国際的なメディアは報道した。内務省(MOI)のスポークスマンは、その週に国家保安収容所で死亡した者はいないと述べ、報道機関の説明を否定したと報告されている。

11 月 4 日から年末まで継続して、イエメンからの Houthi 反政府武装勢力とサウジの部隊は、国境を越えて衝突した。サウジ政府は、攻撃はサウジ領内で行われ、サウジ領内に侵入した Houthi 反政府武装勢力を根絶することを意図したもので、その攻撃により、3 名の警備兵と Jebel al-Dukhan の国境地帯の保安部隊の 15 名のその他のメンバーが負傷した、と主張した。報道機関の報告によれば、サウジ攻撃により、Al-Nadheer の町で 54 名の民間人が死亡し、負傷者の数は不明とのことである。

6 名が自動車の衝突事故で死亡した 2008 年 3 月以降、宗教警察の長、勸善懲悪委員会(CPVPV) または Mutawwa'in は、2008 年 7 月に、逃亡中の容疑者を追跡することを禁じる新政策を発表した。CPVPV はこの新政策を守り、その後死亡は報告されていない。

2008 年 9 月、控訴裁判所は、2007 年の Suleiman al-Huraisi 撲殺事件における 2 名の宗教警察員の無罪判決を確認した。その年の末までに、宗教警察の収容所に拘留中だったバングラデシュ人の男が 2007 年にメディアで死亡した事件に関与した係官の無罪判決に対する控訴についての新たな情報はなかった。

その年に、報道機関は、政府が絞首刑による 64 名の死刑執行を発表したと報告した。死刑裁判は非公開の法廷で審理されるため、被疑者が抗弁することを認められているか、または基本的な正当手続が与えられているか否かの判断ができなかった。その年、魔術に対する死刑執行はなかったが、魔法と魔術の罪に問われた 2 名の女と 2 名の男に対する死刑判決は、依然として有効である。政府は、2008 年に 102 名、2007 年に 153 名の死刑を執行した。

b. 行方不明

その年、政治的な意図による行方不明事件に関する報告はなかったが、AI の 7 月 22 日付の報告によれば、政府は、3,100 名以上を「実質的に秘密の」拘束状態に置いており、その大部分は、イスラム過激派グループの支持者であるとの容疑をかけられた者で、またある者は、政府の方針を平和的に批判した者である(セクション 1.c. および 1.d.を参照)。

c. 拷問およびその他の残虐、非人道的または人間としての品位を落とす処遇または処罰

刑事訴訟法第 2 条およびその他の法の規定は、拷問を禁じ、権限のいかなる濫用についても刑事捜査官の責任を問う。この国で解釈されるシャリアは、裁判官が袖の下を受け取ることを禁じている。政府の公務員は、主張されるような内務省の拷問を禁じる正式な規則などの措置が、かえって拷問禁止などの慣行が刑事制度で実施されていないことの証明になっていると、こっそり打ち明ける。政府の人権委員会(HRC)によれば、拷問は、刑務所や収容所では行われていない。閣僚級の HRC 委員長の Bandar Al-Aiban 博士は、6 月 15 日、7 月 4 日および 7 月 21 日に、東部地区一般刑務所、Al-Damam の保安刑務所、Tabuk 地区一般刑務所、Abha 一般刑務所および

Abha 保安刑務を視察し、受刑者に内密に個別に尋ねることによってこの事実を自分で確かめたと、詳しく述べた。

それにも拘らず、その年には、当局が、受刑者および収容者に拷問その他の暴行を組織的に行っているとの報告が、次々に入ってきた。

10月12日、サウジ市民的政治的権利協会(ACPRA)は、アブドラ国王への公開レターの中で、そのメンバーの一人である73歳のSuliman Al-Reshoudi 判事が、両脚を2つの別々の鎖でベッドの枠に縛りつけられ、一日中座ったままの姿勢を強制され、夜は足かせをはめられるという「厳しい身体的・心理的拷問」を受けたことを強調した。その受刑者は、起訴されることなく独房に3年間拘禁された。ACPRAによれば、彼は改革の主導者兼活動家であるというのが理由である。

7月22日付のAIの報告「サウジ・アラビア、テロ対策の名の下での人権抑圧」によれば、保安係官は、収容された者を脅迫し、情報を得るために、「棒や拳で激しく殴り、天井から吊るし、電気ショックを与え、眠らせない」などさまざまな方法を用いた。9月11日付のAIの分析「サウジ・アラビア、抑圧を伴うテロ対策」は、自白を引き出すために、または自白後の罰として、多くの人々が拷問を受けたと主張した。

6月5日、NGO 人権のためのイエメン人のネットワークは、サウジの捜査官 Issa Al Zahrani が、主張によると、尋問しながら18時間にわたって非市民のSaleh Salimを拷問した挙句、脚を骨折させたと述べた。その捜査官は、報告によると、Salimを眠らせないようにし、睾丸を蹴った。Asirの裁判所はSalimを窃盗の罪で有罪とし、禁固18年と鞭打ち300回の刑を言い渡した。報告によると、その事件での他の被告3名も同様の取扱いを受け、同様の刑を言い渡された。人権のためのイエメン人のネットワークによれば、刑務所では同様の事案が何百もあった。その年、警察およびCPVPVによる暴行ならびに司法上の制裁を受けた体罰（見知らぬ男と一人で差し向かいにされるという女性に対する嫌がらせを含む）についての、数多くの報告があった。3月13日、裁判所は、75歳の非市民のKhamisa Mohammad Sawadiに、見知らぬ男を彼女の家泊めたとの理由で、鞭打ち40回、禁固4ヶ月および国外退去の判決を言い渡した。

8月21日、日刊紙のサウジ・ガゼットは、4名のアジア人男性が、酒類の製造・販売の罪で禁固刑と鞭打ち刑を受けたと報道した。そのうちの1人は禁固5年と鞭打ち1,200回、他の2人は禁固4年と鞭打ち1,000回、4人目は禁固2.5年と鞭打ち400回の刑を言い渡された。

司法上の制裁を受けた1件の切斷事件が報道された。7月24日付のニューヨーク・タイムズは、メッカの大聖堂の前で窃盗犯の手を切斷した記事を掲載した。

レイプ事件やその他の性的暴行は、男性用および女性用の収容所および刑務所に拘留中に広く行われているとの報告があった。女性用の刑務所には女性の警備員が何人かいるが、彼女らの上司は男性であった。その年、地方の人権ウォッチャーは、QassimのBurida刑務所にいた若い男性が性的な暴行を受けたが、ホモセクシュアル行為に伴う恥辱と制裁の故に、刑務所当局には届けなかったと報告した。人権活動家は、内務省がこの事件を調査するための個人の活動家からの要求には応えなかったと述べた。

刑務所および収容所の状況

刑務所および収容所の状況は、ばらばらであった。その年に一部改善があったものの、その状況は、全般的に国際的な基準を満たさなかった。当局は、非サウジ組織によるモニタリングを許可せず、刑務所または収容所をその年に視察した独立の人権オブザーバーはいなかった。

政府当局は、刑務所の状況のモニタリングを王族出資の一部の団体には許可したが、非政府組織の人権全国協会 (NSHR) には許可しなかった。NSHR は、その年次報告書の中で、受刑者が絡む 682 件の事例を登録した。政府系の HRC はその年、全国の 50% の刑務所について、刑務所視察を実施した。HRC 委員長の Bandar Al-Aiban 博士(セクション 1.c.を参照)による視察に加え、7 月 4 日と 7 月 21 日には、HRC の代表団が Al-Khafji、Hafr Al-Batin、Al-Jubail、Al-Ahsa、Al-Qatif Haql および Taima の刑務所を視察した。彼らは、既に刑期を務め終えた受刑者と審理を待つ被収容者が過剰に詰め込まれ、収容期間が延長されていることを指摘して、状況が許容レベル以下であることを知った。

国連の 2007/2008 年人権開発報告書によれば、2007 年の若年者および女性の受刑者を含む受刑者および被収容者は、28,612 人であった。施設が収容可能な受刑者および被収容者の最大人数は、明らかではなかった。男性と女性は別々の施設に収容された。若年者の犯罪者も同様である。人権オブザーバーは、女性用の刑務所が特に劣悪な状況にあると述べた。審理を待つ被収容者は、有罪判決を受けた受刑者と一緒に収容されていた。テロリストの容疑がかかった者は、過激派の思想の伝染を防ぐために、一般の受刑者とは隔離された。外交筋によると、テロリストの容疑がかかった者の施設は、一般の受刑者の施設と類似しているとのことだった。

人権活動家 Waleed Sami Abu-Alkhair を引用する人権組織「フロントライン・ディフェンダー」のウェブ・サイトによれば、7 月 1 日に、Al-Ha'ir 刑務所の受刑者が、刑務所警備員の暴行と飲料水の欠乏に抗議してストライキを行った。このストライキに関する情報が公になると、状況が改善された。内務省の担当官は、報告によれば、その情報を公にしたことを理由に、逮捕と刑務所送りで Abu-Alkhair を脅迫した。

その 2008 年の報告書で、NSHR は、刑務所での医療をモニターし、刑務所および収容所を所管する内務省に、その劣悪さについて注意を喚起した。NSHR の 2008 年の報告書は、刑務所は極めて混雑しているため、受刑者は、交代で眠らなければならないと述べた。同様に、外交官および人権活動家は、収容所は依然として混雑しており、刑期を終えた多くの受刑者が更なる期間、しばしば数年も止め置かれると報告した。異常な混雑の問題を取り上げるため、HRC は、恩赦、刑期の短縮および審理前の事件の解決を訴えた。2008 年以降、一般捜査訴追局は、この国の刑務所に自由に立ち入ることが認められ、刑期を終えたにもかかわらず尚収監される受刑者の事例を調査した。

NSHR は、収容所における劣悪な医療体制のために複数の死亡事例が発生したと注記した。9 月 2 日、日刊紙のアラブ・ニュースは、45 歳の非市民である Mohammad Saquib が、肺炎のため Shomaishi 収容所の病院で死亡したと報じた。その後、被収容者は劣悪な状況に抗議して 2 日間のハンガー・ストライキを行った。サウジ・ガゼットによれば、被収容者の多くは予防可能な伝染病にかかっていた。国内の人権組織は、刑務所内の衛生状態について特に何も報告しなかった。

その年、政府は、混雑緩和のために 5 つの刑務所を新設した。政府は、受刑者に職業訓練を施すため、リヤドとダマムに新しい訓練センターを設置した。9 月 2 日、混雑の問題に対処するためもあって、大臣協議会は、刑務所での教育的、職業訓練プログラムを終了した、その素行記録が優良な受刑者の刑期の 15%を免除することを承認した。

d. 恣意的な逮捕および拘留

統治基本法では、法に定める場合を除き、人の行為は制限されず、人は収監されないと定められている。それにも拘らず、法の曖昧な施行と正当手続の欠如によって、内務省は、司法の監視、または、法律顧問もしくは家族と

の効果的な接触なしに人を逮捕し無期限に拘留する、広範な権限を維持していた。実際当局は、人々を何週間、何ヶ月、時には何年にも渡り拘束した。逮捕権限を持つすべての組織は、内務省に報告する。

警察および保安装置の役割

国王、内務大臣、防衛大臣およびサウジ・アラビア国家警備隊(SANG)の司令官は、すべて、法に責任を負い、実際、法の執行および秩序の維持に責任を負う。アブドラ国王は、SANG の長の地位に留まっていた。防衛航空大臣である皇太子サルタンは、省のすべての武装兵力に責任を負っていた。内務大臣である Naif 王子は、国内のすべての保安部隊および警察部隊(但し、政府の主要な対外諜報機関で、国王に直接報告し、自らの部隊を持つ総合諜報最高会議 (GIP) を除く)に対して権限を行使した。文民警察と国内保安警察は、個人を逮捕し、拘留する権限が与えられている。イスラム規範のサウジによる公的な解釈の厳守を強制するために大衆の行動を監視する、半ば自主独立の勸善懲惡委員会(CPVPV)は、Royal Diwan(宮廷裁判所)を介して国王に報告する。内務省は CPVPV も監督する。

保安部隊は、法と秩序の維持にはおおむね効果的であったが、保安部隊の内部で小規模の汚職が発生し、刑事免責が問題となった。苦情処理委員会は、暴行に関する請求を調査するための正式な唯一利用可能な機関であるが、その調査結果は公表されなかった。市民は、保安部隊による暴行を、どの警察署、人権委員会(HRC)または全国人権協会(NSHR)でも報告することができる。HRC および NSHR は、苦情および結果の記録を保管するが、プライバシー法により個別ケースについての情報は保護され、情報は公開されない。

逮捕の手續および拘留中の取扱

刑事訴訟法によれば、「何人も、法に定める場合を除いては逮捕、搜索、拘留または収監されず、訴追されたいかなる者も、捜査および審理の段階で、その者を弁護するための弁護士または代表者の助力を求める権利を有する」。当局は、いかなる人も捜査のために召喚することができ、逮捕令状は証拠に基づいて発行されるが、令状は使用されなかったことがある。また、推定根拠の場合には令状は不要である。さほど重大でない刑事犯罪には、保釈制度が機能していた。法は、弁護士の助力を求める権利を訴追された者に与えるが、時間的枠組みは規定しない。逮捕された後に家族と接触する権利を被拘留者に与える確立された手續はなかった。拘留中の者のための法的保護には、容疑を問われることなく逮捕の期間が 72 時間を超えてはならないこと、および、拘留された者は 6 ヶ月以内に審理が行われることなどがある。報告によれば、しばしば当局は、これらの法的保護を守らなかった。隔離された拘留は問題であり、このように拘留された者が拷問を受けたとの報告があった。

恣意的な逮捕および拘留の報告があった。法は、容疑なしの拘留を禁じているが、当局は、保安上の被疑者、政府、シーア派の宗教指導者を公に批判した者、その他宗教基準に違反した者を、容疑なしで拘留した。サウジ市民的政治的権利協会(ACPRA)によれば、次の活動家は、年末の時点で、正式な訴追または裁判所の決定なしに拘留中の者の中に含まれていた。Abdulrahman Al-Shomairi 教授、Ali Khosifan Al-Qarni、Mousa Al-Qarni 弁護士、Saud Al-Hashemi 教授、Fahd Alskaree Al-Qurashi、Abdulrahman bin Sadiq、Saifaldeen Faisal Al-Sherif、Mansour Al-Otha、Abdulrahman Khan、Abdulaziz Al-Khirayji および Suleiman Al-Reshoudi。

人権ウォッチ (HRW)によれば、このような活動家の多くは、著名な改革指導者 Isam Basrawi 他 9 名をジッダとメディナの国内保安警察が逮捕した後、2007 年から拘留されていた。当局は、健康上の理由で Basrawi を 2007 年後半に釈放した。報道機関は、活動家が、国外のテロ組織に資金提供したとの疑惑を報じた。国王への公開レターの中で、ACPRA は、政府が、改革指導者を犯罪人に仕立て、投獄し、名誉を毀損するために宗教と反テロリ

ズム・キャンペーンを利用していると主張した。2008 年 11 月、そのグループと外部の支持者は、継続中の拘留に抗議するため 2 日間のハンガー・ストライキを組織した。年末の時点で、すべての活動家は、容疑なしに拘留されたままだった。

審理前の恣意的に長い拘留は問題である。全国人権協会 (NSHR) の 2009 年報告書によれば、内務省は、テロリストの嫌疑のかかった者を逮捕・拘留する際、処罰手続法を守らなかった。容疑者は、家族から遠く離れた地方で、何年も審理を受けることなく拘留されていた。

アムネスティ・インターナショナルが 2008 年 9 月に国連人権委員会に提出した報告書は、その当時 3,016 名の保安上の容疑者が拘留中であることを確認する内務大臣の 2007 年の発言を引用している(セクション 1.b. および 1.c.を参照)。2007 年に、当局は、刑務所での再教育プログラム実施後、1,500 名の活動派容疑者を釈放した。彼らは、容疑や審理もなく拘留されていたのだ。ロイター通信は、命令された Ismaili 組織の 17 名の政治犯の釈放が 8 月 24 日に行われたことを報じた。Mohammed bin Naif 王子暗殺の企てが 8 月 28 日に失敗に終わった後は、保安上の容疑者の釈放は公表されなかった。

その年、NSHR は、暴力によって自白を得るための拷問に対する被告人の異議を審査する、中立の組織を要求した。2007 年に、NSHR は、一部の警察官が正当な理由なく個人を拘留し、自白または捜査に関連する情報を得るために圧力をかけ、拘留すると脅してその権限を濫用したと報告した。

宗教警察は、逮捕の際には警察官を同行させることが要求されるが、規則が守られることはあまりない。より保守的な Nejd 地区では特に、宗教警察は、服装および行動の基準の違反を言い立て、市民および非市民(特に女性)に声をかけ、暴行し、逮捕し、拘留した。

恩赦

その年、国王は、司法上の処罰緩和の伝統を継続した。事例ごとにその詳細は異なるが、王の慈悲は、例えば石版を拭くことなどの体罰を軽減または廃止することなどに発揮された。神聖な日やラマダンなどの特別な機会に、大赦や恩赦が実施された。例えば、国王は、9 月 12 日に 88 名の受刑者を大赦したと報じられた。10 月 26 日、国王は、性的快楽の追求に関するレバノン放送会社 (LBC) のトーク・ショーへの出演を理由として鞭打ち 60 回の刑に処せられた著名なジャーナリストである Rozanna Yami を大赦した。国王は、スルタン皇太子の帰国を機に、特定の区分の受刑者を大赦するための勅令を 12 月 11 日に出した。軽微な罪で訴追されたフィリピンからの出稼ぎ労働者 9 名は、その大赦により釈放された。

e. 公正な公開審理の拒絶

2007 年裁判官法は、裁判官は独立したものであり、Shari'a の規定および有効な法以外のいかなる権威にも服しないと規定する。国王を調停者とする行政および立法当局との協力を要求されるので、実務上、裁判官は独立ではない。裁判官の独立に干渉する疑惑は稀であるが、裁判官は影響を被っていた。裁判所は、王族の上位者に対して管轄権を行使しようとしなかった。裁判所命令を執行するには問題があった。

刑法より、この国で解釈される Shari'a が、刑事制度の根本となっている。

司法省 (MOJ) によれば、Shari'a 法は、先例には基づいておらず、異なるさまざまな決定を導くことができる。裁判官は、スンニ法学の 4 つの学派のどれに基づいてその決定を下そうと自由である。実務上、裁判官は、通常 Hanbali 学派に従う。

2007 年の司法制度改革は、構造的に整合性のとれた裁判所制度を整理し、制度を簡素化する手続を採用した。新制度の下で、司法大臣は、高等裁判所の意思決定プロセス、ならびに、裁判所業務および裁判官人事の行政上の監視に関与しない。これらの責任、ならびに、第一審の裁判所およびその専門化を構成する大権は、最高司法協議会に属し、同協議会は、また、裁判官および弁護士能力を監視する。

法は、3 段階の刑事裁判制度（処罰および可能な司法的裁量に応じ 3 名の裁判官を有する第一段階 Shari'a 刑事裁判所、控訴裁判所、ならびに、勅命で任命される裁判長および高位の裁判官からなる高等裁判所で構成される）を含む、司法制度の構造を規定する。

2007 年法の下ですべての裁判所の管轄権は、国内で実行される犯罪について、非イスラム教徒に拡大された。一審および控訴審の判決は、次の段階に上訴することができる。第三かつ最終的な段階の上訴は高等裁判所で、この裁判所は、控訴裁判所によって下された、または支持された判決、および、特定の重大な犯罪に関連する判決を審理する。

高等裁判所には、最高位の裁判官で構成される総合協議会があり、方針を設定し、さまざまな巡回区で開かれた高等裁判所での対立する意見を調整する権限を有する。総合協議会は、過半数の表決で決定を下し、国王に報告する。

シーア派の市民は、独自の Jaafari 法伝統を用い、家庭内問題、相続およびイスラムの寄付などの問題を処理する。

軍の司法制度は、制服組、および軍の規則違反に問われた民間人に対して管轄権を有する。防衛大臣と国王は、軍事法廷での決定を審査する。軍事裁判所とは別の軍事法廷の存在に関する情報は、入手できなかった。

2008 年 12 月、サウジ・アラビアは、既存の裁判所制度の中に、テロリスト事件を扱う専門刑事裁判所（SCC）を設置した。司法の独立を推進するための決定の中で、最高司法協議会は、この裁判所を監督する。SCC は、刑事訴訟法に従う。

7 月 8 日、氏名または罪名を公表することなく、司法省は、SCC が、そのほとんどすべてが非公開の裁判で、テロ犯罪に関する 2003 年以降最初に報告された裁判において、330 名の審理を行ったと発表した。7 名が無罪判決を受けた。他の者に対する判決は、罰金から死刑までさまざまであった。

2 月 14 日、国王は、自律的な諮問機関で、裁判官はいかに Shari'a 法を解釈すべきかを決定する権限をもつ上級宗教学者協議会（Ulema）に、より穏健で広い階層のメンバーを任命する勅令を出した。この協議会は、21 名の上級宗教学者からなり、その中には、法務大臣も含まれる。この勅令は、全般的な司法制度改革の一環であった。

審理手続

法令は、被告人は、Shari'a 法に従って公平に取り扱われるべきであると定める。刑事訴訟法は、法廷審理は公開で行い、裁判官の裁量で非公開とすることができると定める。その年の多くの審理は非公開であった。司法省によれば、審理は、その事案が国家安全保障にとってどの程度慎重な取扱を要するか、被告人の評判、または証人の身の安全に基づいて、非公開とすることができる。

刑事訴訟法によれば、無罪の推定や陪審員による審理はない。法は、捜査を受けている最中の者に、出廷する権利を認め、被告人は、刑裁判所に準備書面を提出する弁護士と協議することができる。人権委員会（HRC）によれば、弁護士は公費で選任される。法は、逮捕の際に弁護士と協議することを特に被告人に認めていない。ま

た、被告人は、証人と対決し、彼らに質問する権利を有する。証人は、審理開始前に質問され、裁判中出廷することができ、質問を受けることができる。政府が保管する証拠を閲覧する権利はない。被告人は、証拠を調べるよう要求することができ、裁判所は、この要求を認めるか否かを決定する。裁判所は、有罪判決を受けた者に、判決に対して異議申立てする権利を知らせなければならない。

政府が解釈する Shari'a は、上記の規定をすべての市民に適用する。但し、1 人の男性の証言は、2 人の女性の証言と同等であり、裁判官は、無職のスニ派イスラム教徒、シーア派イスラム教徒または他の宗教を信じる者の証言を割り引くことができ、離婚および家族法の事案における裁判での女性当事者は、自ら発言することを決めない限り、彼女たちを代弁する男性の関係者を任命しなければならない。情報筋は、裁判官は、シーア派イスラム教徒による証言を無視するか、または、スニ派イスラム教徒による証言より重要性において劣るとみなす、と報じた。

その年の末に、Rizana Nafeek への死刑判決に対する控訴事件は、報道によれば、高等裁判所に係属していた。2007 年に、ある裁判所が、スリランカ国内の労働者である Nafeek に、彼女が養育中の幼児を殺害したとして有罪判決を下した。彼女には法的代理人がおらず、当初の控訴ヒアリングで、彼女の通訳は有資格ではなかった可能性があることが判明した。

政治犯および政治的理由による被収容者

国家的な保安上の理由により、その年に容疑なしにいつまでも拘留されたままになっている 3,000 人以上と報じられる受刑者または被収容者の中に、政治犯および政治的理由による被収容者が何人いるかを確認することはできなかった（セクション 1.d を参照）。政府は、秘密の拘留がテロとの戦いに結びついている、と主張した。国際的な非政府組織、特にアムネスティ・インターナショナルは、対テロの大権を政治的な敵対者を逮捕するために濫用しているとして政府を批判した。保安上の理由による被収容者には、他の受刑者または被収容者には与えられる保護が与えられなかった。国内保安警察によって逮捕された保安上の容疑者は、当初の捜査期間中、特別な刑務所で、内務省の広範な法的権限の下で無期限に続く、隔離された状況で拘留されたままであった。当局は、被収容者への家族および法的代理人の接触を制限した。いかなる国際的人道組織も彼らに接触することはできなかった。それは、国際的な人権規約に明らかに反するものである。

1 月 15 日、当局は、政治的理由による被収容者である Matrouk al-Faleh 教授を釈放した。容疑なしに拘留してから 8 ヶ月後であった。保安部隊は、同教授が、司法制度に対する 3 ページの批判と Buraida 刑務所の状況についてのコメントをウェブ・サイトに掲示し、拘留されていた改革派の Isa と Abdullah al-Hamid に面会した後、サウド国王大学で逮捕した。

人権ウォッチャー（HRW）によると、Jawf 出身の改革活動家である Mansur al-'Awdha は、al-Ha'ir 刑務所に 2007 年から容疑なしに拘留されている。

民事司法手続および救済

Shari'a の裁判所ではなく、行政部門の専門の法廷が、規制上および立法上の指針に基づいて民事紛争をさばき、行政的救済を与える。このような法廷は、政府に対する異議を審理し、外国の判決を執行する。

損害に対する請求、または、人権違反をやめさせる請求も、高等行政裁判所に提起することができる。この裁判所は、政府部局に対する事件を専門としており、国王に直属する。その年またはその前年に、このような事件の報告はなかった。その代わり、異議を申し立てる者は、一般に、人権委員会（HRC）にその請求を提起し、同委員会は、

彼らを代表して主張したり、裁判所に彼らの意見を回付したりした。家庭内暴力事件が最も多かった。HRC は、一般に苦情に対応する。

f. プライバシー、家族、家庭または信書に対する恣意的な干渉

統治基本法は、住居は不可侵であり、法に定める場合を除き、所有者の許可なく立入または搜索することができないと定める。実際、政府は、プライバシー、家族および家庭の不可侵をおおむね尊重したが、一部の例外として、勸善懲悪委員会(CPVPV)は、個人の住居に侵入し、シーア派の宗教儀式を妨害した。統治基本法は、信書のプライバシーを定める。刑事訴訟法は、住居を搜索する前に令状を取ることを、または、信書および文書を検閲する前に裁判所の命令を取ることを当局に要求する。

勅令は、政府が違法な進入から住居を守るための規定を含み、法令は、国内治安および刑事捜査のために必要と見なされる場合を除き、公務員が郵便物や電子的通信を検閲することを禁じる。このような場合、警察は、合理的な根拠を明らかにし、地域の首長から許可を得なければならない。

政府は、信書または通信のプライバシーを尊重しなかった。税関の係官は日常的に郵便物や荷物を開け、輸入禁制品を搜索する。一部の分野で、情報提供者は、自らの身近にある「民衆を扇動する思想」、反政府活動、または「イスラムに反する行動」を内務省に報告した。

政府は、すべての政治活動を厳しく監視し、懲罰的な行為を行った。その中には、反政府の立場と見なされる者への逮捕や拘留が含まれる。政府は、デモが予定されている場合、携帯電話またはインターネットの使用を事前に監視またはブロックする取り組みを行っている、との報告が人権活動家からあった。

CPVPV は厳しい行動基準を強制しているが、何が不適切な服装で、何が禁止された男女混在なのか、明確な基準がないため、このような規則の強制は恣意的であった。

セクション 2 下記を含む市民的自由の尊重:

a. 言論出版の自由

統治基本法およびその他の法律は、言論、ならびに、報道および出版メディアの自由を厳しく制限する。政府は、言論の自由および表現の自由を、人権のその他の侵害を犠牲にしてまで保護し防禦することは受け入れられないと信じている。特に、政府は、4 月 21 日にジュネーブで開催されたダーバン再検討会議での政府声明によれば、宗教や信仰に対する名誉毀損、また、すべての宗教の人格や象徴の中傷を非難する。

報道および出版メディアは規制されており、政府が、これらのメディアが「害悪と不調和を広め、国家の治安とその公的イメージを傷つける」、または「人間の尊厳と権利を侵害する」と判断する場合、メディアの社会との接触を合法的に禁止することができ、または、出版を一時的に中断することができる。このような仕組みは、公開の場での言論を定義するために法を利用する口実を政府に与える。政府は、王族やイスラムに批判的な情報源の公開および普及を妨害することによって、引き続き言論と出版の自由を制限した。法的構造は、新聞の印刷、印刷所、許認可および報道内容に対する合法的な管理を通じて、メディアを規制する広範な裁量の余地を政府に認めている。

政府は、躍起となって批判を妨害し、市民の政治活動を監視した。すべての公務員は、「直接・間接を問わず、文書、言論または請願の作成に参加すること、国内および海外のメディアと対話すること、国家の政策に反対することを意図した集会に参加すること」を禁じられている。政府は、宗教制度、政府の行為または王族に批判的な作家が記事を出版することを禁じることができる。政府は、批判的なブログを閉鎖することができる。また政府は、自由な言論を行ったことを理由に、大学の教授や講師を脅迫し、逮捕することができる。

9月3日、Hadi al-Mutif は、政府を批判したことを理由に、5年の禁固刑を受けた(セクション 2.c. を参照)。
2007年、アムネスティ・インターナショナルによれば、大学教授の Sa'id Bin Zu'air は、テロリストを経済的に支援した容疑で逮捕された。他の情報源によると、彼が逮捕されたのは、アル・ジャジーラに登場し、政府を批判することを阻止するためだという。彼は、その年の末の時点で拘留されたままだった。

政府は、国内の大部分の印刷および放送メディアならびに書籍の出版施設を所有しており、王族のメンバーが、民間の所有で形としては独立したこれらの組織を所有するか、影響を及ぼしている。このような組織には、多様なメディア機能や、広く普及している汎アラブの新聞などが含まれる。政府は、国内の大部分のテレビとラジオの放送局を所有、運営および検閲している。民間が所有する衛星テレビ・ネットワークで、国外に本拠があるものは、国内に事務所を持ち、自社検閲体制の下で運営している。外国の他の多くの衛星局は、さまざまな番組を国内に放送している。外国のメディアは、内務省の許認可を受けることになっており、自由に運営することはできない。当局は、外国の紙媒体の流通を阻止または遅延させ、これらの出版を効果的に検閲している。

ジャーナリストは、時に、電話や電子メールによる嫌がらせや脅迫を受ける。1月17日、サッカーのナショナルチームが試合に負けた後、王子がライブ・ショーの最中にスポーツ・チャンネル Al-Riyadhiyya に電話をかけ、解説者に何も言わないように脅した。その解説者は、報道によれば、王族と関係のあるサウジ・チームとサッカー協会の運営について、以前苦言を呈したことがあった、とのことである。

2008年3月、国際的な NGO である「ジャーナリストを守るための委員会」によれば、聖職者 Sheikh Abdul-Rahman al-Barrak は、「異端の記事」を理由として2名の作家の裁判と、改悛しなければ死を要求した。2008年9月、最高司法協議会の長 Sheikh Saleh al-Lihedan は、ラジオ番組を通じて、不道徳で反イスラムの内容を放送する衛星テレビ・チャンネルの所有者を殺害することは、Shari'a の下で許される、と述べた。国内外の強い反発を受けて、al-Lihedan は、自らの真意を明らかにしたうえで、メディアの所有者は、死刑も含む司法手続きに服する、と述べた。2月14日、勅令により、最高司法協議会の長として、Saleh bin Humaid 博士が al-Lihedan の後任に任命された。

政府は、法またはその他の仕組みを使って、メディアの内容を直接的、または間接的に検閲または制限する。印刷物および出版法は、印刷物、印刷所、書店、映画の輸入、貸出および販売、テレビとラジオ、外国メディアの事務所およびその特派員を支配する。すべてのメディア活動は、内務省の事前検閲と許認可要件に服する。検閲は、10月19日号のタイム誌のような事件を引き起こす。それは、職場におけるサウジの婦人についてのタイム誌の記事が禁止され、「国のリーダーシップに対する受け入れ難い批判」と「サウジの婦人への侮辱」について政府を激怒させた。

現在もなお有効な1982年のメディア方針声明は、イスラムを称揚し、無神論に反対し、アラブの大義を推進し、文化的遺産を保存するよう、ジャーナリストを奨励するものである。文化情報省(MCI)は、すべての編集長の任命を承認しなければならず、彼らを解任する権限を有する。政府は、争いを招く恐れのある問題に関する記事についてガイドラインを示す。

例えば、8月8日と9日、MCI は、メディア方針に違反したとして、レバノン放送会社(LBC) のリヤドとジッダにある事務所を閉鎖した。この閉鎖は、LBC が、ジッダ市街を運転中に女性を乗せたことの描写を含む、ある男性の性的な経験に焦点をあてたテレビ番組を放送した数日後のことだった。7月31日、ジッダ警察は、その番組に登場した Mazen Abdul Jawad とその3人の友人、ならびに、カメラマンと女性ジャーナリストを逮捕した。害悪を流し

たという Shari'a の刑事罰に基づく有罪判決の後、地方裁判所は Jawad に禁錮 5 年、鞭打ち 1,000 回、釈放後 5 年間の旅行禁止とメディアでの対話禁止という判決を言い渡した。その番組に登場した 3 人の男は、性を公の場で語ったことを理由として有罪判決を受け、禁錮 2 年、鞭打ち 300 回、LBC のカメラマンは禁錮 2 ヶ月の判決を受けた。10 月 24 日、裁判所は、その番組に関与した LBC のジャーナリストである Rosanna al-Yami に、鞭打ち 60 回と 2 年間の旅行禁止を言い渡したが、国王は、10 月 27 日に、鞭打ちを免除した。旅行禁止が取り消されたか否かは不明である。

時折、諮問評議会は、その審理と会合の傍聴を印刷や放送のメディアに認めるが、秘密性の高い、または争いを招く恐れのある特定の会合はメディアに公開しない。

外国や国内のジャーナリストは、自主検閲を実施している。ごく稀に、個人は、11 月のジッダでの洪水後にそうだったように、悪影響を被ることなく、政府の特定の部署または行為を批判することができる。

昨年とは異なり、批判を押さえ込むために当局が名誉毀損法を発動した事例の報告はなかった。

検閲を含む規制は、出版社の運営を制限した。印刷物および出版法の下では、各著作者は、出版前の原稿を 2 部内務省に提出して承認か禁止かお伺いを立てなければならない。

衛星放送受信アンテナは技術上違法であるが、政府は、外国のテレビ番組を放送する数百万のアンテナに対して規制措置を強制していない。アラブや西欧の衛星テレビ・チャンネルおよびインターネットなど、外部の情報源へのアクセスは、広く普及している。

その年、政府は、マスコミによる一部の批判を許可した。例えば、ジッダでの 11 月 25 日の洪水後、政府は、都市計画における汚職の蔓延を糾弾する、地方およびその他の政府公務員の上級幹部を公然と批判する記事を黙認した。英語の新聞であるサウジ・ガゼットは、人権および労働問題に関する批判的な記事を掲載した。その中には、その国で生まれ育った人の市民権、女性教師のための同一賃金、後見人制度、家庭内暴力の問題などが含まれる。

インターネットの自由

政府は、インターネットへのアクセスを制限している。2008 年の国際電気通信連合の統計によれば、その国の居住者の約 8% がインターネットを利用している。

公的な通信情報技術コミッション (CITC) は、電子メールおよびインターネット・チャット・ルームをモニターし、Shari'a や国の規制と相容れないとみなすサイトをブロックしている。受け入れられないサイトを指定することとならんで、CITC は、サイトのブロック、またはブロックの解除といった市民からの要求に応じている。政府は、不快と見なすウェブ・サイト(セックスまたはポルノが絡むサイトなど)、過激な宗教サイトまたは争いを招く恐れのある内容のサイトなど、イスラムの原理や社会規範に反対するもの(ヒンズー主義、ユダヤ主義、キリスト教およびイスラム過激派に関するページを含む)、政治的に慎重な取扱を要する内容(人権など)に関するサイト、または、政府もしくは王族にとって不快なサイトへのアクセスをブロックする。社会ネットワーキング・サイトである Orkut は、その年を通してブロックされたままだった。

インターネットへのアクセスは、政府が運営するインターネット・サービス・プロバイダーを通してのみ、合法的に可能である。実際には、この法律は強制できない。何故なら、インターネット利用者は、プロキシ・サーバーを介してインターネットへアクセスできるからである。

個人および団体は、電子メールを含むインターネットを介して平和的な意見交換をすることができない。例えば、7月29日、内務省の保安部隊は、よく知られたブロガーであり、改革支持派のブログである *Defaf* を立ち上げた Raafat Al-Ghanem を逮捕し、拘留した。Al-Ghanem's の記事は勸善懲悪委員会を批判したもので、彼は、ブロガーの Mohammed Al-Otaibi と作家の Khaled al-Omair の釈放を要求する請願書にサインした。Al-Ghanem's の消息は、年末の時点で不明である。8月20日、CITC は、自らと他の弁護士の人権事件についてのコメントを掲載した Waleed Abdulkhair のツイッター・ページと、人権と統治についてのコメントを掲載した実業家 Khaled Al-Nasser のツイッター・ページをブロックした。11月1日、CITC は、リベラルなウェブ・サイトである www.montdiatna.com をブロックしたが、その理由は不明である。12月28日、CITC は、サウジ市民的政治的権利協会(ACPRA) が、収監中の人権活動家 Suliman Al-Reshoudi を拷問したとする、アブドラ国王への公開レターを書いた後に、そのウェブ・サイトをブロックした。

2007年サイバー犯罪防止法は、テロリスト組織がその指導者との連絡を円滑に行えるようにするためのウェブ・サイトを立ち上げ、もしくは配布した者、または、その組織の過激な見解を流布した者について、最高10年の禁固と470万リアル(130万ドル)の罰金を科す。その他の法律は、インターネット上の名誉毀損、ハッキング、政府のウェブ・サイトへの不正アクセス、および保障に関連する情報の盗用を刑法犯とする。*Al-Watan* のウェブ・サイトが9月26日と11月6日にハックされた際の、広く報道された少なくとも2件の法律違反事件以外には、上記の法律に基づく訴追は、その年の末までには報告されなかった。

学問の自由および文化的行事

政府は、引き続き学問の自由および文化的行事を規制している。政府は、教科の内容を検閲している。報告によれば、密告者は、教室での議論を監視し、それを政府および宗教当局に報告する。学校は、自主検閲する。組織者による自主検閲にも拘らず、当局は、一部の文化的行事を監視し、検閲し、中止させた。政府は、公の芸術的な表現を検閲し、民俗的な行事や特別な行事の一部と見なされるものを除き、映画や公開のミュージカルまたは舞台芸能を禁止した。

7月18日、政府は、2008年12月にジッダおよび Taif で映画を検閲して映画の公開上映に対する規制を暫定的に取り消した後、広く宣伝されていた第4回ジッダ年次映画祭を取り消した。地方当局は、Hofuf のシーア派の Al-Ahsa 地区の大部分での公共広場の閉鎖を、引き続き強要した。

その年、民間人によって主催される文化のおよび娯楽的集会は、引き続き開催された。例えば、ジッダ文学クラブは、アイオワ大学からの作家の代表団の訪問を歓迎し、リヤド文学クラブは、公開で行われた討論会のために、そのグループを接遇した。8月18日、勸善懲悪委員会は、グループが男女一緒に音楽を演奏することに反対して、メディナの商店街での子どもたちの合唱グループの公演を中止させようとしたが、主催者の警備員と、子どもたちにその公演を見せるために入場料を払った親たちとに阻まれた。

b. 平穏な集会と結社の自由

集会の自由

統治基本法は、集会の自由を規定しない。集会は、実際、政府によって厳しく規制されている。デモは禁止されている。

公開の集会は、通常男女別々に開催される。ジッダ商工業会議所と、他の一部の商業団体や医療団体は、男女両方で構成されている。当局は、家族以外の大規模な集会、特に女性が参加する集会を監視する。宗教警察は、

レストランなど公共の場での家族以外の大勢の群集を解散させる。主に非市民を相手にする西欧風の贅沢なホテルのレストランや、身分証明書をチェックしない一部のレストランの家族席では、男女が一緒にいることは許される。

保安部隊は、通常、デモの申請を却下し、その年、デモ参加者または潜在的参加者を妨害し、解散させ、逮捕した。その年、政府公認の平穏な政治デモはなかった。無許可の公開の集会に参加することは罪となる。

1月1日、リヤド警察は、公開の場所で座り込みをしてイスラエルによるガザでの軍事行動に抗議しようとした、Khaled al-Omair、Mohammed Al-Otaibi および他の少なくとも21名をリヤドで逮捕し、彼らを所在不明の場所で拘留した。彼らの消息はその後判明し、6月下旬、政府は、抗議に参加したことを理由に Al-Omair と Al-Otaibi を訴追したが、その後訴追を取り下げた。しかし、10人の男 (Al-Omair と Al-Otaibi を含む) は、その年の末時点で、拘留されたままである。

2月下旬と3月上旬に、保安係官は、メディナでの衝突の際に逮捕されたシーア派と連帯して平穏なデモを行ったことを理由として、子どもを含む50名以上のシーア派の市民を東部地方で逮捕した。当局は、国王が恩赦を下した7月1日まで24人以上の個人を拘束した。

2008年12月、内務省は、保安上の懸念を訴えて、ガザでのパレスチナ人に代わって、リヤドで平穏な座り込みをしようとした活動家の申請を却下した。

2008年12月、人権ウォッチャー (HRW)によれば、サウジ・アラビアにおける女性の権利の保護および防禦のための無許可の集会は、デモの計画に対する警告を受けた。2007年、そのグループは、女性の運転の禁止を廃止するよう、1,100人の署名を集めた請願を国王に送った。政府は回答していない。

結社の自由

統治基本法は、結社の自由を規定せず、政府は、實際上この権利を厳しく規制する。政府は、政党、または体制に反対もしくは挑戦すると見なすすべての団体の結成を禁止する。すべての結社は、内務省による許可を得なければならない、その規制を守らなければならない。社会的または政治的秩序の一部の要素を変更することを希望する団体は、彼らの許可申請が黙殺されたままであると報告している。報道によれば、内務省は、情報の不合理な種類や量など、結社の許可を効果的に拒絶するための恣意的な手段を用いる。

年末に、政府は、設立者 Ibrahim al-Mugaiteeb が2002年に許可申請した人権第一協会 (HRFS) を許可しなかった。政府は、引き続き、その非公式な活動を許可してはいるが、団体としては公式には「不許可」であり、どの活動が許可され、どの活動が政府の非難と処罰を招くのか、不明のままである。許可がなければ、団体は、運営資金を調達することができず、これは、その活動を著しく制限する。

10月12日、サウジ市民的政治的権利協会 (ACPRA) は、社会における人権認識を高め、世界人権宣言で詳細に説明された基本的権利について市民を啓蒙するための、市民の権利および人権に関する団体を設立することを宣言する、公開のレターを国王に送った。その団体は、許可を申請しなかった。その団体の11名の設立メンバーは、学者および人権活動家である。ACPRAは、www.ksarights.org にウェブ・サイトを持っているが、その年の末にブロックされた。

政府が許可した結社は、市民限定の制限に服する。サウジ・ジャーナリスト協会は、政府の許可の下で活動する。参加・不参加は任意であり、男女双方に開放されている。理論的には、この国で働いている非市民のジャーナリストも参加はできるが、議決権はなく、その協会の年次総会にも出席できない。

c. 信教の自由

統治基本法は、政府の解釈するイスラムが国家の宗教であると認識し、イスラムが Shari'a の法制度の基礎を成す。法は、ポリシーの問題として、宗教の自由を認識も保護もせず、政府は、非イスラム宗教の公開の儀式を禁じる。政府は、スンニ派イスラム以外のイスラムの形式の公開の儀式を制限する。

宗教的表現および言論に対する法的規制は存在する。政府は、他の宗教の公開の儀式または信仰告白を禁じ、イスラム以外の書物または偶像の所持を非合法とする。スンニ派信仰グループ以外のすべての者のための公開の宗教的訓練は禁止される。非イスラム教徒による布教活動は、聖書などの非イスラム教の宗教用の物品の配布を含め非合法である。非イスラムの宗教的偶像を公開の場で身にまとう者は、勸善懲悪委員会の糾弾を受けることになる。法は、神への冒瀆を刑法犯とする。イスラム教徒が他の宗教に改宗することは背教と見なされ、改宗者が改宗を撤回しない限り、暴行、禁固、死刑の脅迫を伴う処罰を受けることになる。1992 年以降、背教を理由として制裁としての死刑執行の確認済みの報告はない。政府は、公共ポリシーの問題として、すべての宗教的儀式のための家庭における個人の信仰の権利、および、個人的な宗教用の物品を内々で所持し使用する権利を保護すると述べる。このポリシーは、法に規定されておらず、実際に尊重されたことはない。

宗教上の信念を理由として、政府が個人を暴行し、脅迫するという事件があった。

1 月 13 日、当局は、自らの *ChristforSaudis* ブログにキリスト教への改宗を記載したという理由で、Hamoud Bin Saleh を逮捕し、拘留した。彼は、3 月末に釈放後も旅行を禁止されたままであり、年末にはブログを禁じられていた。

9 月 3 日、スライマン・イスマイル・シーア派で「預言者モハメットを冒瀆した」との理由で 16 年間死刑囚監房に拘留されていた Hadi al-Mutif は、政府の司法制度を批判したこと、および、刑務所で聴取されテープに録音された人権記録を 2007 年に Al-Hurra テレビで放送したことを理由に、追加 5 年の刑を受けた。

1 月 29 日、国王は、神への冒瀆を理由として 2008 年 3 月に死刑判決を受けたトルコ人理髪師 Sabri Bogday に恩赦を与えた。

2 月 20 日、預言者モハメットの命日にお参りするためにメディナの Baqui'a 廟所を訪れたシーア派巡礼団の一行は、勸善懲悪委員会 (CPVPV) のメンバーと見られる 1 人の男性が、その一行の何人かの女性を撮影した際、政府の保安部隊と衝突した。その衝突は 5 日間継続し、巡礼者 10 名の逮捕につながった。保安部隊は、墓地を崇拜する彼らが偶像崇拜であると認めるシーア派の儀式を非難した。その後、Qatif、Al-Ahsa、メディナから来たシーア派巡礼団は、国王と会見し、国王は、拘留されたすべての者を直ちに解放すると発表した。

12 月 29 日、サウジ・ガゼットは、メディナ行政区域市長と CPVPV が、個人の冥福を祈るシーア派の儀式である墓石の使用を公式に禁じる発表をしたと報じた。スンニ派イスラムの儀式では、墓石に名前を刻まない。市長室によると、すべての墓石がメディナに持ち去られた。

11 月 9 日、東部地方 (Ras Tanura および Abqai'a) の当局は、何年も続いていた 2 つのシーア派のモスクを閉鎖した。その閉鎖を正当化する根拠として、当局は、不適切な区割りや義務付けられていた許可を取っていなかったことを挙げた。報道によると、他のシーア派のモスクは、東部地方でその前年に閉鎖されていた。その中には、昨年 8 月に閉鎖された Al Khobar の 2 つのモスクがある。

政府の役人が、イスラム教徒であろうと非イスラム教徒であろうと、旅行者から宗教用の物品を没収したという報道は稀である。個人は、個人用の聖書、十字架、説教の DVD や、その他の宗教用の物品を容易に国内に持ち込むことができる。

その年、CPVPV が私的な宗教集会に乱入したという報告は、ほとんどなかった。政府は、東部地方でのシーア派の祝日の大規模な公開および非公開の式典を容認したが、シーア派の式典に対する規制は、地域ごとに異なっている。その年、Qatif では、Ashura と Imam Mahdi の式典が、近年にない規模と参加者の多さと、警備員の少なさで注目された。現地からの報道は、政府がそれまで難色を示していた宗教上の自傷行為が大々的に行われたと報じた。

対照的に、政府は、Al-Ahsa、Dammam や Najran などシーア派人口の多いその他の地域におけるこうした祝日を公的に祝う行事に制約を課した。当局は、公開の場での行進、シーア派のコミュニティ・センターから聖職者の説教を拡声器で流すこと、また場合によってはセンター内での集会を禁じた。保安部隊は Al-Ahsa の市街を巡回し、宗教上の祝日に関連した横断幕や旗がないことを確認した。

他の宗派のメンバーは、法律上および實際上、信仰の自由に対する重大な制約に直面している。政府は、儀式を行うこと、ならびに祈りを捧げる場所およびコミュニティ・センターの建設を制限している。非イスラム教徒が信仰のために利用する公共の施設はない。非イスラム教徒の聖職者が入国して宗教的活動を行うことを、政府は公式には許可していないが、一部の者は、他の支援を得て入国しており、政府も、穏健な宗教をすべて妨害している訳ではない。規制の結果、大部分の非イスラム教徒にとって、聖職者と連絡をとり、礼拝に参加することは困難である。保守的なスンニ派イスラムの Hanbali 教義に沿った宗教教育は、生徒の家族が属するイスラムの宗派を問わず、すべての段階の公立学校で義務となっている。私立学校在学の外国人の非イスラム教徒の生徒は、イスラムの学習を要求されない。

11 月 24 日付の人権ウォッチャー (HRW) 報告によれば、メディナの下級裁判所は、11 月 9 日に、レバノン国籍の市民 Ali Sabat に、魔術を行ったとして死刑判決を下した。宗教警察は、2008 年 5 月、巡礼中の彼を逮捕した。明らかに、容疑は、国内で視聴されるレバノンの衛星テレビ番組で彼が行った、一般的な生活上の質問に対する助言、予想、予測に基づいている。アムネスティ・インターナショナルは、Sabat は 12 月 19 日に死刑執行される予定であったが、年末の時点で執行されていない、と報告した。

2008 年 2 月、人権ウォッチャー (HRW) は、2005 年に逮捕され、魔術の罪で訴追された Fawza Falih Muhammad Ali の死刑執行を停止するよう、国王に訴えた。報道によると、人権ウォッチャー (HRW) は、薄弱な根拠と著しく不規則な法廷審理を引用した。彼女の異議申立は 1 月に高等裁判所に移送され、年末の時点では収監されたままである。

2008 年 2 月の Okaz 新聞の報道によれば、過激派の言論を封じるために、イスラム事項省(MOIA) は、モスクでの説教と指導者の活動に従う、全国で 1,500 名の監視員を雇った。地方の委員会は、監視員の報告に基づいて、不寛容を説教した容疑で聖職者らを召喚した。委員会が聖職者らを説得してその過激な考えを改めさせることができない場合、彼らは、リヤドの中央委員会に送られる。3 月 25 日付の Okaz によるイスラム事項大臣 Sheikh Saleh Bin Abdul Aziz al-Sheikh とのオンライン・インタビューによると、2003 年に制度が導入された以降、3,200 名の聖職者が免職させられたとの報告がある。

社会的な虐待および差別

政府は、引き続き自らのイスラムの解釈を強制している。従って、シーア派イスラムの信奉者に対する社会的な虐待および差別を容認する。その中には、雇用の制限や教育を受ける機会の制限、公的機関へ送られる代表者の人数の少なさ、ならびに、キリスト教徒、ユダヤ人およびその他の者に対する社会的な虐待および差別が含まれる。市民人口の 10%から 15%を占める少数派のシーア派は、大部分が東部地方および西部地方、ならびに南西部の Najran に居住する。Najran 地域の地方政府は、Sulaiman Ismaili の少数派(シーア派イスラムの一分派)のメンバーに、公的には制裁を受ける雇用と司法制度における差別を強いている。

政府は、非市民に、彼らが「イスラム教徒」であるか「非イスラム教徒」であるかを識別する法定住民身分証明カードを携帯するよう要求する。前年とは異なり、雇用主が、宗教的な要素に基づいて、給与と住民カードの更新を保留した報告はなかった。

2008 年、国連は、国王による異教徒間対話イニシアティブを支持した。これは、高位の公務員と著名な宗教学者および学者を一同に集め、異教徒間の問題を討議し、寛容と理解を促進させるためのものである。アブドル・アジズ国王全国対話センターは、1,200 人の有資格の訓練指導者を擁し、2,677 回の訓練プログラムを実施し、150,000 人以上の人々に対し、寛容を促進し、節度と理解を奨励するための「文化と開かれた対話およびコミュニケーション・スキルの重要性」に関するイニシアティブを訓練した。その年、高位の政府および聖職者は、宗教上の過激な思想および不寛容な言論(特にモスクおよび学校での)への反対を説くこのキャンペーンを公に支持した。

寛容を促進し、イスラム以外の宗教を貶める内容を除去するために、教科書、教育課程および指導法を改訂するための、政府の複数年度にまたがるプロジェクトが 2007 年に開始されてから、27 の異なる地域および地方の 83 以上の学校区が、このプロジェクトに参加した。制度の目標は、宗教上の指示を、科学やコンピューター能力など知識に基づいた教科で補足することである。2007 年、教育省は、教師の訓練およびセミナーを通して教室における宗教的・文化的寛容を促進するための、アブドル・アジズ国王全国対話センターとの 5 年間の協力協定に署名した。政府は、教科書における寛容と異文化理解を促進しつつ、引き続き不寛容で過激な言論を取り上げ、これを除去している。例えば、政府は、問題を引き起こす恐れのある用語を学校の教科書から排除し、「宗教に強制はない」といった語句に置き換えることを義務付けている。不寛容で過激な言論が、報道されるとおり教科書から排除されつつあるとはいえ、偏見に満ちた考え方や表現は、今なお残っている。2007 年度から 2008 年度の高校の教科書には、おきまりの「ユダヤ人の生活は物質主義に支配され、高利貸しが彼らを食べ物にしている」といった記載が残っている。教科書の見直しや改訂は、この年の終わりでもまだ続いている。

イスラム事項省 (MOIA) は、モスクの中にいる聖職者と指導者に定期的な回覧を出し、彼らの説教に、正義、平等および寛容の原則に関するメッセージ、ならびに、偏狭な考え方およびあらゆる形態の人種的差別の排除を推し進めるメッセージを含めるように指図した。

頻繁ではないが、時事漫画が、ユダヤの偶像と一緒になったユダヤ人のイメージ、およびイスラエル政府の行動をナチスのそれになぞらえるやり方によって特徴付けられる、反ユダヤ主義を表現する。地域的な政治的行事、特にイスラエルのガザでの軍事行動に対応して、反ユダヤ主義の論説が政府および民間の印刷物ならびに電子的媒体に現れることがあった。1 月 11 日付のアルジャジーラ・テレビ放送での演説で、サウジの聖職者 Khaled Al-Khlewí は、「生まれつき信頼できない、不誠実な、うそつきで、けんか腰の」ユダヤ人と発言した。

政府から聖職給を受けるスンニ派の指導者が、いまだに反ユダヤ、反キリスト教徒、反シーア派の言論を彼らの説教の中で用いた事例があり、また、モスクの弁士がユダヤ人とキリスト教徒の死のために祈るという事例もあった。イスラム事項省が、不寛容の考え方を支持したという理由で一部の指導者を解任した、という報告があった。東部地方の指導者が、特別の祈禱の一部として、ユダヤ人に神の罰が下るように求めた指導者についての報告があった。

より詳しい議論は、2009 年国際的な宗教の自由に関する報告 www.state.gov/g/drl/irf/rpt を参照。

d. 移動の自由、国内に住む場所のない者、難民の保護、および無国籍者

統治基本法には、国内での移動、外国旅行、または移民および帰還の自由のための規定はない。政府は、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) およびその他の人道的組織と協力して、国内に住む場所のない者、難民、送還された難民、庇護を求める者、無国籍者および問題を抱えたその他の者に、保護と支援を差しのべた。

一般に、政府は、男性の市民が国内で自由に移動すること、または市民が居所もしくは職場を変える権利を制限しない。但し、彼らが国民身分証明書 (NIC) を持っていることを条件とする。法は、15 歳以上のすべての男性の市民が、NIC を持つことを要求する。女性については、女性の市民の特別な地位を反映して NIC は任意であり、女性の保護者である男性がその発行に書面で承諾した場合にのみ発行される。または、女性が有効なパスポートを既に所持する場合、保護者の承諾がある場合にのみ発行される。政府の部局または公的な機関とのすべての交渉では、NIC の提示が要求される。政府は、自動車の運転を禁止することにより、女性の移動の自由に規制を課している。保護者制度は、働くため、または国内で自由に移動するには、男性の保護者(父親、兄弟、夫または息子)の許可を得ることを女性に要求する。その年、政府は、保守的な宗教界の反対にも拘らず、女性に NIC を発行し続けた。前年とは異なり、女性が身分証明書を取得することが困難だったとの報告はなく、NIC の申請は、インターネットでできる。

外国旅行についての規制は、女性や少数民族のグループに対するものを含めて存在する。いかなる者も、出国ビザとパスポートなしには出国することができない。女性と未成年者(21 歳未満の者)がパスポートを持ち、国外に旅行するためには、男性の保護者の承諾が必要である。非市民の妻が旅行するためには、両者が、非市民の妻が夫の許可なく旅行することを認める結婚前の同意書に署名した場合を除き、その夫の許可が必要である。政府機関と男性家族は、女性と未成年の子を「ブラックリスト」にのせ、旅行を禁じることができる。親権争いが絡む場合、男性の保護者は、成人の子でさえその出国を阻止することが法的に可能である。

社会改革または政治改革の一部の主導者に対して、政府は、引き続き旅行の制限を課している。その年、政府は、一部の市民の国外旅行する権利を政治的な理由で取り消したが、その通知も、制約に抗議する機会も与えなかった。人権ウォッチャー (HRW) は、2007 年に活動家に課された 22 件の旅行禁止を報告した。

7 月 23 日、Braid のパスポート事務所は、引き続き Mohammad Saleh El-Beady に旅行禁止を通知した。

El-Beady は、サウジ・アラビア人権モニター・Al Braid というウェブ・サイトの管理者であり、以前この問題についてのオンライン討議を主宰した。2008 年 1 月、警察は彼を逮捕した。その理由は、国際的な NGO フロント・ラインによれば、彼が、人権活動家 Abdullah al-Hamed と Matrouk Al-Faleh に接触したこと、および、彼が 2007 年に容疑なしに 4 ヶ月間独房に拘留されたことをマスコミに話したことであった。

12月6日、警察は、ブロガーであり人権活動家である Ra'if Badawi をジッダの空港で足止めさせ、バイルートに旅行することを妨げた。警察は、何の説明もせず、旅行禁止が解かれる期日も教えなかった。自らのウェブ・サイトで、Badawi は人権侵害で宗教警察を批判したことがあった。

2008年12月、当局は、以前拘留したブロガーである Fouad al-Farhan をジッダの空港で足止めさせ、第3回アラブ自由新聞年次フォーラムで講演するための出国を妨げた。

2008年、政府は、Abdurrahman al-Lahem が外国に旅行し、人権の2つの賞を受けることを妨げた。Al-Lahem は、以前、2006年に Qatif でのレイプ事件で女性の被害者を弁護したことがあった。彼の旅行禁止は、2004年から継続して有効である。その旅行禁止は3月に切れる予定であったが、解除は、年末までに確認されていない。外国人労働者の移動および旅行は、彼らのパスポートを保管し、彼らの代理で居住許可を取得する責任を負う雇用主または身元引受人の完全な管理下にある。

政府は、強制的な国外退去という手段を用いることはないが、国外に居住した政府に反対する者の市民権を取り消したことがあった。

国外に出た市民の帰還は、禁止されていない。政府は、反対派のメンバーと目される者およびその家族のパスポートを没収し、それによって彼らの旅行の自由を制約することがあった。

難民の保護

国は、1951年難民の地位に関する条約、または、1967年難民の地位に関する議定書の当事国ではない。統治基本法は、「国は、公共の利益が命じる場合、政治的庇護を与える」と規定する。国にはこの規定を実施する法律がなく、政府は、住居を有する者にのみ庇護の申請を許可する。政府は、一般に庇護を認めず、また、第三国からの定住のために難民を受け入れたりしない。政府の方針は、国内で違法であるか、巡礼者ビザの期間を過ぎて滞在する者には難民の地位を与えないというものである。政府は、住居を持たない者に出国することを強く促し、国外退去で脅迫するか、国外退去を実行する。帰化への道のりは、難民にとっては困難である。その年、政府は、難民資格のない人数不明の個人に、暫定的な保護を与えた。その年、政府は、28名のエリトリア人難民のスエーデンへの移送を取り計らった。

1993年の国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) との覚書で、UNHCR が国に代わって難民の地位の認定を行う一方で、政府は、国にいる難民に保護を与えることに同意した。法律上および實際上、政府は、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団のメンバーであること、または政治的意見を理由としてその生命または自由が危険に晒されるおそれのある国への追放または送還に対して、一定の保護を与える。

基本的サービス(医療や社会福祉を含む)の利用は、市民に限られる。難民が受けられる基本的サービスは、UNHCR を通してのものに限られる。政府は、難民の子どもが公立の小学校に入学することを認めない。難民は、裁判所に訴える道が閉ざされている。難民や庇護を求める者が不適切に取り扱われた、との報告はなかった。

UNHCR の湾岸協力会議 (GCC) 諸国における駐在員事務所は、9月時点で、この国に留まっているイラク難民はいないと報告した。UNHCR の代表者によれば、1991年以来、UNHCR は、25,000人以上のイラク難民のために、第三国への安全で自発的な再定住を取り計らった。

無国籍者

この国は、法的には無国籍の、相当数の定住者を抱える。無国籍者の人口に関するデータは少なく、政府はこの問題の検討に積極的でない。UNHCR は、7 万人から 10 万人の無国籍者がこの国におり、その大部分がベドウィンとして知られる生粋のアラブ人居住者で、Baloch と西アフリカ人が多少いる、と非公式に推定する。

ベドウィンは、この国の創設者アブドル・アジズ国王の治世中に土着の部族と見なされていなかった遊牧民族の子孫、市民権を規定する法律ができる前に帰国した外国生まれの父の子孫、および、その出生を両親が登録しなかった地方の移民など、その祖先が国籍を取らなかった人々である。非市民なので、ベドウィンは、パスポートを取得することができず、外国に旅行することができない。市民権がないために、雇用や教育の機会に恵まれず、社会から取り残された彼らの地位ゆえに、この国で最も貧しい住民となっている。近年、教育省は、ベドウィンの子どもの入学を認めるための措置を取っている。政府は、政府提供の医療およびその他のサービスに社会的に組み込むことを促進し、身元引受人のいる外国人労働者と同様の地位に置く為に、ベドウィンに 5 年間の居住許可書を発行した。

政府は、50 万人と推定されるパレスチナ住民の帰化に反対するアラブ連盟の指令を執行して、彼らが「パレスチナ人のアイデンティティを失う」ことなく、「帰還する彼らの権利を保全」することを図っている。

国籍法の下で、子どもたちの無国籍につながるいくつかの場合がある。(1) 両親が結婚する前に生まれた子どもが、その父親が認知していても、その父親と法的に養子縁組していない場合、無国籍となる (2) 身元文書が片方の親から取り上げられると、その子も身元とそれに関連する権利を失う (このことは、帰化した親が自発的に帰化を取り消すか、他の行為によって市民権を失う場合に起こりうる) (3) 市民である母親と外国人の父親との子どもは、その父親が自らの外国国籍をその子どもに移転しない限り、国籍がない (4) 市民である父親と外国人の母親との子どもは、政府が両親の結婚を予め許可しない限り、国籍がない。更に、政府当局が、市民の NIC を没収する場合、その子どもも法的な地位を失い、無国籍となる。

セクション 3 政治的権利の尊重: 自らの政府を変更する市民の権利

市民は、彼らの政府を平和的に変更する権利を持っていない。統治基本法は、政府は、協議(shura) の原則に基づいて設立され、国王と皇太子に、公開の行事で、理論的には、すべての男性市民または外国人が意見または抗議を表明できる majlis 会議を開催することを要求すると規定する。王子その他の重要な国民または地方の役人も majlis 会議を開催することができる。

統治基本法は、すべての個人は、いかなる問題についても公的機関と話し合う権利を有すると規定する。政府は、この規定を、マスメディアではなく、伝統的な非公式の手段を通じて行使されるべき権利と解釈している。

5 月 13 日、77 人の人権市民社会の活動家のグループが、秘密法廷を非難する請願を国王に送り、人権活動家が刑務所を視察する許可を求め、政治改革および司法改革(立憲君主制、および、王族が政府の役職に選任される期間の制限を含む)を要求した。その請願は、Royal Diwan と 20 人の上級公務員にも送付された。活動家は、www.humriht-civsocsa.org にウェブ・サイトを持っており、上記の請願、人権および市民社会問題に関連するその他の文書がそこに掲示されている。

選挙および政治参加

統治基本法は、政治制度として君主制を確立している。統治基本法に規定された血統君主制によれば、統治血統の少数のメンバーのみが、指導者の選択、政府の構成、政治制度の変更について発言できる。2006 年の王位継承法は、国王によって任命され、国王および皇太子の死亡またはどちらかの執務不能の場合に国王および皇太

子を選出する責任を負う、34 人の上級王子で構成される忠誠委員会を新設した。国王は、総理大臣の職務を行い、皇太子は副総理大臣の職務を行う。国王は他のすべての閣僚を任命し、閣僚は内閣の同意を得て下級公務員を任命する。国王が任命する 150 人のメンバーからなる諮問評議会 (Majlis as-Shura) は、国王に助言する。5 月 18 日、国の報道機関は、閣議の後、年内に予定されていた地方諮問評議会 (選挙で選ばれる政府の唯一の機関) の議席の半数の選挙を、「地方の事務を行う市民参加の拡大」を検討する時間を確保するため、2011 年 10 月まで延期すると報じた。2005 年の選挙 (1963 年以降初) では、非軍人で 21 歳以上の男性の市民のみが、178 の地方諮問評議会の 592 議席、またはその半分について投票する資格を与えられた。独立した選挙監視員はなかった。非公式な見積りでは、有資格の投票者のうち 10%から 15%が実際に投票した。国王は、諮問評議会議席の他の半分をうめるための 592 人の男性を任命することによって、2005 年に諮問評議会の構成を終えた。

政党は非合法である。緑の党は、その年、非合法ながら引き続き活動した。この党についてのマスコミ報道はなかった。

法律、ならびに、生活のすべての面にわたる男女の分離を要求する伝統および文化の慣行は、女性による男性と同じ立場での政界への参加を妨げている。2005 年以降、政府は、商工業会議所の理事会の職に女性が立候補することを認めているが、当選した者は誰もいない。2008 年に、2 人の女性がジッダ商工業会議所の理事に 4 年の任期で選任され、3 人の女性が指名された。その年、諮問評議会の女性諮問委員の人数が、6 人から 10 人に増えた。高等裁判所 (女性は法律業務に就けない) または最高司法協議会に女性はいない。女性教育担当副大臣として、1 人の女性が閣僚級の地位にいる。

少数民族が他の市民と同じ立場で政界へ参加することを妨げる法律はないが、優勢な社会規範により、シーア派の人々は社会から取り残された存在になっている。諮問評議会にシーア派のメンバーは 5 人しかいない。宗教上の少数民族は、閣僚にはいない。シーア派の裁判官は何人かいる。

セクション 4 公務の汚職および政府の透明性

法は、被用者による公務の汚職に刑事罰を定める。政府は、法を効果的に実施しておらず、公務員は、刑事免責付で汚職に関与することがある。その年、公務員の汚職の報告があり、世界銀行の世界統治指標は、汚職は大問題であると論評している。王族のおよび行政府一部のメンバーに汚職があるとの認識が、世間では広まっている。

12 月 31 日、サウジ・ガゼットは、建設契約および土地取引における収賄および汚職が不適切な建築と土木工事につながり、そのために大惨事となったと報道されるジッダの洪水についての国王の調査命令の中間結果を報じた。当局は、調査委員会の調査の結果まちで、政府と非政府の担当者を拘束したが、調査担当の王子は、拘束と調査を公表する必要はないと言った。

8 月 29 日の時点で、ジッダ行政裁判所は、Taif 地区における総額 140 万リアル (373,333 米ドル) におよぶ汚職と収賄スキャンダルに関する判決の言い渡しを 3 回延期した。2008 年 7 月、裁判所は、16 人の Taif 地区被用者を有罪とした。刑罰は、収監、免職および罰金を含む。有罪とされた他の 7 人は、すべての刑罰を免除され、2 人の民間実業家は、それぞれ罰金 15 万リアル (40,000 米ドル) を課された。

2008 年 10 月、アラブ・ニュースは、政府が 6 億 9,800 万リアル(約 1 億 8,610 万米ドル)を支払い、何度も下請けされ、最終的に 1,820 万リアル(490 万米ドル)しか実施されなかったプロジェクトに焦点をあてて、主要な道路工事の契約に絡む汚職の調査を要求した。調査は実施されなかった。

公務員は、財務開示法の適用を受けない。閣僚評議会に報告する独立機関である訴追調査委員会は、公務員に対して、汚職事件の調査を行った。2008 年の上半期、委員会は、公共サービスに従事する公務員および代理人が関係する、12,466 件を審査した。委員会は、他の形態の不正のうち、文書偽造、賄賂、公的な虐待の事例を認定した。年度末までに、汚職の新たな事例に関する新規のデータは、委員会からもたらされなかった。

賄賂を受け取った公務員は、10 年の禁固、または、100 万リアル(約 267,000 米ドル)の罰金に処せられる。

法は、政府が保有する情報を公衆が閲覧することを規定しない。この中には、省庁予算や王族への配分など、国家収入源と支出の詳細が含まれる。その年、政府は、汚職の特定の事例、汚職に関する主張、または汚職に対する政府の措置に関する情報を公表しなかった。2008 年、諮問評議会は、その監督責任を行使して、質問するために大臣を招集したが、何人か、特に財務大臣は出席しなかった。同様の権限行使は、その年にはなかった。2008 年、苦情処理庁は、公共サービスに従事する公務員および代理人に対し、2,695 の判決を言い渡し、そのうち 1,368 が刑事事件について、1,327 が懲戒事件であった。

セクション 5 人権侵害の主張に関する国際的調査および非政府組織による調査に対する政府の姿勢

人権侵害の主張を調査する国内、国際の人権組織に対する政府の制限が存在し、政府がこれらの組織に協力しないことがあった。統治基本法は、「国は、イスラムの Shari'a に基づいて人権を保護する」と規定する。

内務省は、王族の一員からの信託資金によってその財政が賄われる全国人権協会(NSHR)を、1 つの国内人権組織として許可している。少なくとも 2 つ、無許可の、活発な人権グループである、人権第一協会(HRFS)と サウジ市民的政治的権利協会(ACPRA)(前身はサウジ・アラビア人権市民協会)とがある。政府はこれらのグループを疑惑の眼で見えており、政府の政策に違法に干渉する者と見なしている。第3のあまり活発でないグループ、全国サウジ人権委員会は、人権ウォッチャー(HRW)によると、2003 年以来登録を試みてはいるが、失敗に終わっている。

10 月 12 日、11 人の著名な人権活動家は、公開レターをアブドラ国王に送り、サウジ市民的政治的権利協会(ACPRA)の設立を告げた。このグループは、以前はサウジ・アラビア人権市民協会として活動していたが、これも不許可だった。電子メールやインターネットを介して広く配布されたが、このレターに対する公式の反応はなかった。また、このグループによる設立は、国内で報道されなかった。

NSHR は、引き続き、人権に影響する政府の行為についての支援の要請や苦情を受けた。そのメンバーの大部分は学者であり、その元メンバーのうち 2 人は閣僚だった。41 人のメンバーのうち 10 人が女性である。NSHR は、その事務所をジッダ、Dammam、リヤドおよび Jizan に置いている。NSHR は、政府機関と共同して事案を解決しようとする。政府は、このグループの助言と意見を受け入れ、また勧告を受け入れることもある。

政府は、一般に、国際的な NGO を疑惑の眼で見ている。人権委員会(HRC)は、政府は、合法的で、公平な人権グループの訪問を歓迎すると述べ、人権ウォッチャー(HRW)、女性に対する暴力に関する特別レポーター Yakin Ertuerk、およびその他の訪問者を招いたばかりでなく、数百の依頼を受けるが、どの国内組織が対話すべき相手なのかを決めることが煩雑であることもあって、その全部には対応できない、と述べた。

全国を回ってテロリストの容疑をかけられている者の公判を傍聴したいとの、HRW の 2008 年 10 月の正式な依頼は、年末の時点で保留のままである。人権委員会 (HRC) によって手配された人権ウォッチャー (HRW) の 2008 年 2 月の視察は、国外追放された労働者の劣悪な状況を強調する報告につながった。HRW とアムネスティ・インターナショナルは、政府を非難し、予定された死刑執行を停止するよう要求した。グループはまた、恣意的な逮捕、収容所の劣悪な状況、ならびに、活動家およびテロリストの容疑をかけられた者に対する不適切な取扱いについて注意を喚起するための声明を行った。

2008 年 2 月、政府は、国連の特別レポーター Yakin Ertuerk の視察を許可した。2 月 6 日、国連人権委員会 (UNHRC) は、この国の統一的定期審査を実施し、この国の人権状況を概説した UNHRC への国別報告書を作成した。国連の 5 人の人権特別レポーターまたはワーキング・グループからの要請は、2005 年以来無回答のままである。

2005 年の閣僚協議会の決定により、人権についての政府の声として行動し、その総裁は閣僚の地位を有し、首相に報告する政府出資の HRC が設立された。全国人権協会 (NSHR) の人権状況に関する第二次報告書によれば、人権委員会 (HRC) は、「勅令が発出されたにも拘らず、政府機関からの協力は貧弱なものでしかない」。十分なりソースを有する HRC は、問題を浮き彫りにするには効果的かも知れないが、変更を実現するための能力は限定的である。HRC は、直接首相とともに行動し、議会に準じる委員会、司法、イスラム事項および人権の諮問協議会の委員会とともに行動する。

セクション 6 差別、社会的虐待および人身売買

法は、人種に基づく差別を禁止し、イスラムの Shari'a の伝統は、性別、皮膚の色または人種に拘わらず、平等と人間の尊厳を強調する。政府は、人種に基づく差別を禁止する法を効果的に執行しなかった。

女性

人権活動家は、他の分野と比較して、女性の権利の分野でより大きな進歩があったと報告した。政府は、女性を社会の主流に統合するための取り組みを行っている。

Shari'a の下では、レイプは可罰的な刑事犯罪で、その処罰の方法も鞭打ちから死刑まで多岐にわたる。一般に、政府は、Shari'a に沿って法を執行し、裁判所は、被害者、加害者双方を罰する。政府は、配偶者間の婚姻関係を契約とみなし、配偶者間のレイプを認めない。法によれば、男性が女性をレイプした場合、女性は、異性と違法に混在したことについて落ち度があったとみなされ、加害者とともに罰せられる。レイプ事件の統計はないが、マスコミは、女性と少年に対する表ざたになったレイプは、重大な問題であると報道し、注目する。2 月 21 日、ABC ニュースは、2 人の警察官が移住者の女性をレイプしたとして処刑された、と報じた。5 月 30 日、Huffington ・ポスト紙は、11 歳の少年に同性愛行為を行い殺害した男の断頭を報じた。レイプ事件に関連するその他の処刑は、1 年中行われた。政府は、訴追、有罪判決または処罰についての公的な記録を保管していない。大部分のレイプ事件は、報道されない。何故なら、被害者は、社会的な報復を受け、結婚のチャンスが減り、場合によっては刑務所に入れられ、または不義密通の汚名を着せられるからである。

2 月 8 日、サウジ・ガゼットは、ジッダの地方裁判所が、23 歳の未婚女性に、不義密通を理由として、1 年の禁固と鞭打ち 100 回の刑を言い渡した、と報じた。その女性は暴力団にレイプされ、妊娠し、胎児を中絶しようとしたが失敗した。加害者に対する判決は報じられていない。

特に家庭内暴力を禁止する法律はない。政府の係官は、政府は家庭内暴力を明確に定義しておらず、事案を処理する手続も、政府部内の部署ごとにばらばらである、と述べた。257 件の家庭内暴力事件と女性の権利を調査した全国人権協会 (NSHR) の最新の報告によると、6 つの大都市圏で暴力は男性と女性双方について報告され、その暴行の態様もさまざまであった。政府は、家庭内暴力と戦う取り組みを行い、政府運営の家庭保護シェルターを支援した。7 月 8 日付のアラブ・ニュースの報道によれば、事案を適切に調べることなく「逃げてくる」女性を助けることに対する社会の非難が、シェルターの有効性を損なっている。その年、人権委員会 (HRC) は、家庭内暴力についての苦情を処理し、他の政府事務所に送った。リヤドにある HRC の婦人・子ども支部は、その年 275 件の苦情を受け付けたが、その 24% は家庭内暴力の事案であった。その支部は、2008 年 9 月に開業し、運営の最初の月に 52 件の事案を処理した。

報道によると、国内にいる外国人労働者は、しばしば暴行の被害にある (セクション 7.c. を参照)。

売春は非合法であり、どの程度蔓延しているかは不明である。主に非市民であるが、一部の男性および女性が売春に関係していると報じられている。セックス産業のための女性および子どもの人身売買が報告されている。

アラビア語のメディアは、社会現象としての性的嫌がらせの報道を頻繁には掲載しない。性的嫌がらせがどの程度蔓延しているかは測定することが困難である。政府による Shari'a の解釈は、性的嫌がらせの事案について、裁判所に指針を与える。職場は、可能な場合、男性と女性の働く場所を別にしている。

1 月 15 日、ウェブ・サイトの IslamNet は、Al-Ahsa の警察が、24 歳の女性を、入手した彼女の写真をばら撒くと脅迫し 25 万リアル (66,666 米ドル) を払えと要求した男を逮捕した、と報じた。このサイトは、別の場所での類似の事案をいくつか報告している。その 1 つはリヤドの事案で、勧善懲悪委員会 (CPVPV) に助けを求めるまで 14 年にわたり、ある女性が 80 万リアル (213,333 米ドル) をある男に払ったというものである。結婚前の写真または手紙の交換は、女性にとって重大な問題を引き起こす恐れがあるので、男が女性との関係を悪用して女性を脅迫し、性交渉または現金を要求する事案が発生する。

子どもの人数、妊娠の間隔、出産の時期、その他夫婦間の合意に属することがらを自由に、責任をもって決める権利に政府が干渉した、という報道はない。避妊具の使用、家族の人数、ならびに、受胎および不妊治療に関連する手続についての決定は、夫婦間の承諾を必要とする。これらの決定を行うための情報および手段、ならびに、出産時の熟練した介助は、無料で利用できる。性的に感染する病気の診断と治療に関する情報はない。

女性に対する差別は、重大な問題である。2008 年 2 月に視察した後、女性に対する暴力に関する国連特別レポーターは、女性の地位向上、特に女性の教育を受ける機会の増加を認めたうえで、女性の自立、移動の自由、経済的独立が欠如していること、離婚や親権に関連する差別的な取扱い、女性に対する暴力を刑事処罰の対象とする法律のないこと、ならびに、虐待される環境から女性が逃れることを妨げる困難さを指摘した。

女性は、法の下での差別にさらされ、自らの権利について知らされないままにいる。女性は合法的に財産を持ち、保護者からの経済的支援を受ける権利があるが、女性は、わずかな政治的または社会的権利しか持たず、社会は、女性を対等なメンバーとしては扱わない。法は、女性が非イスラム教徒と結婚することを禁じるが、男性はキリスト教徒またはユダヤ人と結婚することができる。女性は、政府の許可がなければ非市民とは結婚できない。男性は、湾岸 6 カ国以外の出身の非市民と結婚する場合にのみ政府の許可を得なければならない。

慣習は、公共施設を利用する際に、女性に制約を課す。男性が同席する場合、女性は、離れて、特に指定された場所に座らなければならない。被用者または男性の近親者以外の男性が運転する自動車に乗る場合、女性は、

宗教警察に逮捕されるおそれがある。3月19日、*Ar-Riyadh* 紙は、その二人が結婚していないと誤解した勧善懲悪委員会 (CPVPV) が、妻をリヤドの商店街に送っていきと自動車を運転中のサウジの居住者を襲撃し、その男性を逮捕したと報じた。宗教警察は、彼女を強制的にショッピング・センターから連れ去り、捜査のために拘留した。誤りが分かった後、CPVPV は、その事件を口外しないようその夫婦を脅した。

法は、女性に、人前では abaya (ゆるい仕立てで、身の丈の、全身をおおう黒のマント状の衣類)を着用し、髪を隠すよう要求する。宗教警察は、一般に、イスラム教徒の女性が、彼女たちの顔を隠すことを期待し、他のアジア・アフリカ諸国出身の非イスラム教徒の女性には、非イスラム教徒の西欧の女性に対するよりも厳格に現地の服装規範を守ることが期待される。地方や小都市で、女性は、全身、手、足、髪および顔を覆う伝統的な服装規範を守っている。

女性はまた、裁判所でも差別にさらされている。裁判所では、1名の男性の証言は、2名の女性の証言と同等である。離婚訴訟において、女性は、法定の離婚原因を立証しなければならないが、男性は、原因を示すことなく離婚できる。その場合、男性は、離婚一時金としての機能を果たす、結婚時に合意された金額を直ちに支払うことを要求される。法定の離婚原因を立証した女性は、離婚一時金を受け取る権利も有する。口頭で妻と離婚した男性、または、最終的な離婚書類に署名することを拒否した男性は、引き続き、女性の旅行、事業免許、大学もしくは大学院での学習、または病院の受診を承認する権限をもった法律上の保護者である。

女性は、家族法および Shari'a 相続法の下での差別にさらされている。裁判所は、一定の年齢(男児は7歳、女児は9歳)に達したときに、子どもの親権を、離婚した夫または死亡した夫の家族に認める。多くの場合、前夫は、離婚した外国人の妻に、子どもとの面会を認めない。Shari'a 相続法の下で、娘は、兄弟に与えられる遺産の半分しか貰えない。

女性は、無料の、但し一般的に男女別学の、大学レベルまでの教育を受けることができ、全大学生の58%以上をしめる。高等教育における男女別学の例外は、9月23日に開設された男女共学の研究大学の、アブドラ国王科学技術大学である。そこでは、女性は、男性に混じって働き、男女共学クラスではベールを脱ぎ、学内で自動車を運転することが許されている。

女性の雇用機会は限られており、主に教育および医療の分野に限定されている。但し、ビジネスと金融、社会サービス、および政府の省庁で働く女性の人数は増えている。男女を分ける文化の要求は、雇用における差別につながる。女性は、彼女の保護者として行動することに同意する男性の親族とともに申請しない限り、地方で職を得ることはできない。男女差別に拘わらず、法は、女性に、男性の同僚とともに外国人労働者を監督することを要求する分野、または、政府の公務員と頻繁にやり取りのある分野での就労のための事業ライセンスを得る権利を認める。男性の保護者は、その事業が女性に適すると見なされる分野のもので、全部女性によって運営される場合を除き、女性が事業を所有し、運営できる前に、許可を与えなければならない。医療機関およびエネルギーの分野では、女性および男性は共に働き、場合によっては、女性が男性従業員を監督する。50名以上の女性従業員を抱える事業体で働く女性は、産前産後休暇および育児休暇を取る権利がある。

5月5日の閣僚協議会決議は、事業の種別が「女性に適すると見なされる」限り、女性が働くために男性の保護者の許可を要するという要件を撤廃した。

6月7日、サウジ・ガゼットは、約25万人の女性が政府機関で働き、その他の4万5,000人が民間会社で働いていると述べたリヤド商工業会議所の報告を引用した。年の半ばまでに、政府は、女性を労働力に組み込むために、商工業省の認定した120の特別コンピューター訓練センターを開設した。

子ども

市民権は父親に由来し、父親のみが出生を登録することができる。市民の子どもが教育や医療などの公共サービスを拒絶された場合があるが、これは、政府が、出生を全部または直ちに登録しなかったからである。未登録のままになっている出生の数は、不明である。

政府は、すべての市民の子どもに、無償の教育と医療を与える。但し、この恩恵は、非市民の子どもには及ばない。性別による分離は、通常、7歳で公立および政府後援の学校に入学する時点から始まる。

子どもへの虐待が発生しているが、子どもへの虐待についての全国的な統計を政府が保管していないので、どの程度広まっているかは不明である。その年、全国人権協会(NSHR)は、その年次報告書によれば、72件の子どもへの暴行事案を登録した。非政府組織の社会保護委員会は、虐待の兆候を確認するためのヘルス・ワーカーを訓練するキャンペーンを立ち上げた。少なくとも3つの非政府組織 – 1つはリヤド、1つはQasim、もう1つはジッダ – が女性および子どものためのシェルターを運営している。

10月7日、Adela bint Abdullah 王女は、全国子ども虐待・子ども放置登録所を、リヤドのファイサル国王病院の中に開設した。この制度は、子どもへの虐待に対応するための国家安全プログラムと連携して設けられた。

Shari'a は、結婚最低年齢を規定しないが、少女は思春期になれば、結婚の準備ができていると示唆する。王国の指導者 Abdulaziz Al al-Sheikh によれば、10歳になった少女は結婚してよい。マスコミは、子ども同士の結婚や、60歳以上の男性と結婚した9歳そこそこの少女たちを報じた。家族は、しばしば家の借金を片付けるために、少女の承諾もなしに結婚を取り決める。例えば、8月11日、Al-Yaum は、69歳の男性と9歳の少女の結婚を報じた。少女の父親は、3万リアル(8,000米ドル)と引き換えに、その結婚を承認した。8月25日、Okaz は、その意思に反して80歳の男性に嫁いだ12歳の少女が、彼女の伯母の家に逃げたが、夫の許に連れ戻された、と報じた。改革志向の活動家、メディアおよび地方の人権組織は、引き続き子ども婚の廃止を訴えている。

人権委員会(HRC) および全国人権協会(NSHR) は、子ども婚はめったに起きず、起きるとすれば、主として地方で、または家の借金を片付けるためである、と述べた。すべての結婚は、婚姻生活の開始前に登録されなければならない。NSHR の会長によれば、政府は、婚姻登録官に、子どもがからむ結婚は登録しないように指示した。過去の年とは対照的に、メッカ巡礼の期間中にこの国に連れてこられた外国人の子どもに対する性的な搾取についての報道はなかった。児童買春に関連する罰則を規定する特別な法やレイプに対する制定法はなく、合意の上の性交渉のための最低年齢を規定する特別な法もない。

子どもは、NIC または有効な居住許可書を所持し、戸籍に適切に登録されていなければ、社会的サービスを受けることができず、学校や大学に通うことができないが、これらの条件は、行き場のない子どもには満たすことのできないものである。

人身売買

人身売買と戦う7月13日に署名された包括的な法律は、性的虐待、強制労働、意思に反した物乞い、隷属もしくは隷属類似の扱い、強制された臓器摘出または医学的実験のために人を拘束する目的での人身売買を禁じる。

人身売買は、この国への、この国からの、この国を経由する、この国の中での、意思に反した労役、未熟練労働およびセックス産業に対する、蔓延した重大な問題であると、引き続き報道されている。

人身売買の対象となるリスクが特に高いのは、家庭内での被用者またはその他の未熟練労働者として働くためにこの国を自らの意思で訪れた男女である。彼らは、意思に反した労役（移動の制限、1日18時間労働の強制、パスポートの取り上げ、脅迫、肉体的暴行、性的暴行および賃金の不払いを含む）を示す労働条件に自らをさらすリスクを冒す。犠牲者が送られてくる国々は、バングラデシュ、インド、スリランカ、エジプト、ネパール、パキスタン、フィリピン、インドネシア、スーダン、エチオピア、ナイジェリア、イエメン、アフガニスタン、チャドなどがある。アジア・アフリカの女性がセックス産業のために人身売買されるという報告がある。報告によれば、ある者は誘拐され、虐待する雇い主から逃亡した後売春を強制された。ナイジェリア、イエメン、パキスタン、アフガニスタン、チャド、スーダン出身の子どもたちは、強制された物乞いや街頭行商人などの意思に反した労役のためにこの国に人身売買されるという、大きなリスクにさらされている。

家庭内労働者は、詐欺的な人集めのやりかた、通常行われている雇用主によるパスポートの取り上げ、出国ビザの取得には雇用主の承諾が必要という要件などのために、強制労働につながる人身売買について特に弱い立場にある。労働者供給会社やその下請および事業会社は、低所得の諸国出身の労働者を、しばしば虚偽の口実の下に雇用する。身元引受人制度は、外国人労働者の居住許可を、その労働者がこの国に滞在する期間中、身元引受人に縛り付ける。雇用関係が崩れ、労働者が逃亡または離職した場合でも、その労働者は、この国から出国できない。

サウジ・ガゼットは、2008年8月に、この国にいる非合法な被用者の人数は、この国の労働者が直面していると伝えられる劣悪な雇用条件と、その後その身元引受人の地位を変更することなく他の雇用主へ移ってしまったために、その年に40%増加したと報じた。当初の身元引受人以外の者のために働く外国人労働者は、搾取に合いやすい。

5月7日、15名の外国人労働者のグループは、その身元引受人が死亡し、居住許可書が失効した後、1年以上リヤドで行くあてもなく彷徨っていた、とサウジ・ガゼットは報じた。このような場合、当局は、その労働者を逮捕して、該当する国の大使館、または本国にいる労働者の家族と交渉して、彼らの帰国を図るまで拘留することができる。10月13日以降、政府は、新しい人身売買禁止法の下で、事案を訴追し、15年の禁固もしくは100万リアル(266,667米ドル)の罰金またはその両方の刑を科すことができる。法は、特別な状況下(組織犯罪など)では、より重い刑を規定する。法は、その罪を実行した者のほか、それを幫助または教唆した者も罰する。年末までに、法に基づく捜査または訴追の報告はなかった。

11月、政府は、検察官、捜査員、裁判官など司法界の公務員に対し、Nayefアラブ治安研究大学で、人身売買の意識開発および技術的訓練を実施した。

収容所や警察で被害者を識別する手続がないために、当局は、報道によると、人身売買の被害者の多くを逮捕し、拘留した。一部の被害者は、自らの立場ゆえに逮捕または拘留を恐れ、ある者は逃亡し(この国での法律上の身元引受人から逃亡することは違法である)または売春し、多くの被害者は、政府に頼るよりも自国の大使館に直接駆け込んで本国送還を待つ。政府は、国内にいる人身売買の被害者である一部の労働者を支援して法律サービスおよび暫定居住許可を与えた。これには、拘留からの一時的釈放が含まれる。公立病院は、医療が必要な人身

売買の被害者を治療した。スリランカ、インドネシア、およびフィリピンの大使館は、人身売買の被害者である自国民のために、非公式（無許可）の避難所をリヤドに設けている。

国務省の年次人身売買報告書は、www.state.gov/g/tip で閲覧することができる。

障害者

統治基本法は、障害者に対する差別を禁止しない。公共の場で障害者の行動を支援する設備を義務付ける法律はない。新しい民間の建物では、新しい政府の建物がそうであるように、このような設備が設けられていることが多い。MSA は、障害者の権利を保護する責任を負う。

2000 年の勅令は、病気の予防と治療、福祉、および家庭内のサービスを、障害者およびその家族に提供することを許可し、障害者を支援するための慈善活動を組織および個人に推奨する。MSA によれば、障害者のための、政府出資の数多くのセンターがある。その中には、眼の不自由な子どものための 10 の施設を運営する眼の不自由な者のための Noor 研究所、23 の支所を有する耳の不自由な者のための Amal 研究所、学校に付設された 233 のユニットを有する知的障害をもつ者のための研究所、ならびに、高齢者のためのリハビリテーションおよび社会福祉センターなどがある。

職業リハビリテーション・プロジェクトおよび社会的ケア制度は、障害者に機会を提供する。政府は、リヤドと Taif にある、小児麻痺の子どものための施設に出資する。また、職業リハビリテーションのための施設が 5 箇所あり、そのうち 2 箇所は少女のためのものである。重度の障害を持つ者のための社会的リハビリテーション・センターが 3 箇所ある。総合リハビリテーションのための施設が 9 箇所ある。MSA は、障害を持つ親族をケアする家族を支援する。

政府による社会的サービスの提供は、益々障害者を社会の主流に組み込んでいる。労働法は、25 名以上の従業員を抱える雇用主は、職位の 4%を障害者に配分しなければならないと規定する。

メンタル・ヘルスの患者のためのケア、特に住居に関する重大な報告があったが、虐待の態様または恣意的な関与に関する証拠はない。

国・人種・民族に基づく少数派

人種差別は違法であるが、国、人種・民族または部族に基づく少数派に対する社会的差別は重大問題である。アフリカおよびアジアからの外国人労働者は、表立った、または隠れた差別の対象になっている。

外国人労働者に対する暴行の事例、および広範な労働者虐待の報告がある。非アラブ家系、特にアフリカ系の家系の者に対する人種差別の報告がある。シーア派の少数者は、引き続き社会的、法的、経済的および政治的差別を受けている。この問題を取り上げようとして、国防省や内務省および国家防衛隊は、差別と戦うための訓練コースを、警察官および法執行担当官のために最近実施した。この年の訓練、またはこうした制度の成功率に関する報告はない。

過去の年とは異なり、夫婦のどちらかが「不適切な家系」すなわち非部族家系または「劣等」部族の出身者であるために強制的に離婚させられた夫婦に関する新規のマスコミ報道はなかった。2007 年、リヤドの控訴裁判所は、Fatima al-Timani と その夫の強制的離婚を支持した。Al-Timani の半分の兄弟の彼女の離婚の訴えはとおつ

た。何故なら、彼女の夫は、部族の家系についてうそをついていたからである。その年の末に、国王の命令は、その事案を再度審理するよう裁判所に求めた。

性的嗜好に基づく社会的虐待、差別および暴行、ならびに性同一性

国が解釈する Shari'a の下で、同性の 2 人の間での性行為は、死刑または鞭打ちによって処罰される。男性が「女性のように振舞う」こと、または「女性用の衣類を着ること」は違法であり、またその逆も同様である。性的嗜好に基づく社会的差別、暴行または嫌がらせに関する報告は多くない。レスビアン、ゲイ、バイセクシュアルおよび性転換者の組織はない。雇用、居住、無国籍または教育もしくは医療の利用における、性的嗜好に基づく表立った差別はない。性的嗜好は、嫌がらせ、脅迫その他の行為の基礎となりうる。これらの事案は報告されていない。

6 月 13 日、リヤドの警察は、私的なパーティで酒を飲み、女性の服装をしていた、フィリピンからきた 67 名の男を逮捕した。その大使館によると、警察は、処罰は継続しながら、その男たちを雇用主へ帰した。

2007 年に、Okaz 新聞は、ゲイ行為の罪で有罪となった 2 名の男が Al-Bahah の町で公開の鞭打ちの刑を受けたことを報じた。その刑は、鞭打ち 7,000 回であった。

その他の社会的暴力または差別

HIV/エイズの患者に対する社会的差別がある。それを、マスコミは、外国人に結び付けて報道する。法律により、政府は、テストの結果 HIV/エイズ陽性と判明した外国人労働者を、到着時またはその他の理由で入院した際、国外退去させる。HIV 陽性の外国人が抗レトロウイルス治療を受けられなかった、または、当局が彼らを隔離したという報道は、その年にはなかった。

3 月に設立されたエイズ患者支援協会は、この種の最初の非政府組織である。その協会は、メッカにある全国的なエイズ・プログラムと協力して、HIV 教育、自発的カウンセリング、移動検査チームによる検査、および心理的支援を提供し、HIV/エイズ患者に対する汚名と差別と戦い、治療薬を入手するために HIV 陽性の親族を抱える家族を支援する。但し、財源の制約がある。

セクション 7 労働者の権利

a. 団結権

労働法は、独立の労働組合を結成し、参加する労働者の権利にふれておらず、この国には労働組合がない。政府は、100 名以上の従業員を抱える職場での、市民のみの労働委員会を、団結権に対する制限付で許可する。労働者は委員会メンバーを選び、労働省(MOL) がそれを承認する。MOL の代表は、委員会の会合に出席することができる。委員会は、労働条件を改善し、生産性を向上させ、安全衛生を改善するために、会社の経営陣に勧告することができ、訓練プログラムを推奨することができる。労働規約は、労働者が合法的にストライキを行うことを規定しておらず、また、ストライキ参加者に対する報復を禁じていない。当局は、ストライキ参加者を直ちに逮捕し、場合によっては国外退去させる。

1 月 15 日、中国語のオンラインである *People's Daily* は、当局が、低賃金に抗議してストライキを行った 200 名の中国人労働者グループのうち 23 名を国外退去させた、と報じた。サウジのメディアからは、類似の報道はない。報道によれば、そのストライキは、リヤドの北 620 マイルの建設現場で発生した。

b. 団体交渉権

法は、大衆団交を保護せず、また行われたことはない。団体交渉権を取り上げる政府のいかなる計画も、また、国民または外国人労働者による団体交渉を行ういかなる企ても、報告されていない。

輸出加工地区はない。

c. 強制労働または拘束労働の禁止

労働法は、自発的労働条件および賃金(子どもの労働条件および賃金を含む)を定め、それによって黙示的に強制労働を禁じる。それにも拘らず、強制労働または拘束労働の発生が報告されている。

政府は、引き続き、問題の多い労働条件に関連して言及される身元制度を検討しているが、年末の時点では、制度の濫用事案を減らすための変更を実施しなかった。外国人労働者または専門特化した会社を監督するための政府委員会を設立し、外国人労働者を組織化して、雇用主と労働者の間での契約締結を監督するための計画は、実現していない。

多くの雇用主は、外国人労働者に、意思によらない労役となる、虐待するような労働条件を強いており、その中には、数ヶ月や数年にわたる賃金の不払い、借金による拘束、閉じ込め、渡航および身元書類の没収、休日なしの1日18時間労働、契約切替、脅迫および肉体的暴行などがある。人権ウォッチによれば、その年、全国に約150万人の外国人家庭内労働者がおり、その大部分が女性である。暴行事案の報告は、数え切れないほど多い。例えば、5月2日、ケニア人の市民 Esha Noor は、家庭内労働者として働くために入国した。彼女は乱暴され、1日18時間の労働を要求され、適切な食事と与えられなかった。そのまま5ヶ月経った後、彼女の雇用主は、彼女を3階の窓から突き落とした。彼女は、プールに着地し、足を骨折しただけで済んだ。彼女は雇用主のために5ヶ月は働いたが、受け取った賃金は1ヶ月分だけだった。彼女は、ケニア大使館が彼女を本国に送還するまで、ジッダの収容所にいた、と、ナイロビの *Citizen Correspondent* は報じた。別の事案で、12月19日、リヤドの当局は、東部地方の Hofuf で働いていたスリランカ人の家庭内労働者の遺体を発見した、と、アラブ・ニュースは報じた。その労働者は、雇用主が自分を虐待し、殴ったりすると両親への手紙に書いていた。雇用主は、拘留中で、年末の裁判を待っている。

移動と旅行について言えば、外国人労働者は、彼らの雇用主または身元引受人(パスポートを保管し、彼らの代理で居住許可の処理に責任を負う)の完全な管理下にある。外国人労働者との商売上または労働上の紛争に巻き込まれた身元引受人は、その紛争が解決するまで、その従業員の出国禁止を当局に依頼することができる。稀には、送り込んだ国の大使館の労働担当官が、労働者の権利を代表する。一部の契約上の紛争では、身元引受人は、紛争が解決するまで労働者を国内に止め置いて、不利な和解に応じるか、和解なしに国外追放を選択するかを強制する。

外国人は、市民または会社の身元引受の下でのみ、国内で居住し、働くことができる。法は、外国人が、身元引受人の許可なく職場を変更することを許可せず、そのようにして、労働者が身元引受人に拘束されるか、帰国するために大使館の援助を求めるかを強制する。

労働法は、一定の形態の強制労働を罰金によって処罰し、将来労働者を雇うことを禁じる。但し、法は、強制労働させられている労働者の最大のグループである家庭内労働者には適用されない。家庭内労働者は、援助を求めて、自国の大使館の労働部門、ならびに、全国人権協会(NSHR)や、追放された労働者の福祉を担当する新設の部局の一部である労働省の市民的権利センターに接触することができる。人権委員会(HRC)によれば、労働省には、移民労働者の権利を守り、彼らを虐待から守るためのサービスを提供する移民労働者福祉部がある。

働者は、その市民的権利センターや地域の首長の役所に申請して、上記の当局による決定に対する異議を苦情処理委員会の審判官に申し立てることができる。苦情処理委員会が受理した起案についての情報は、ない。政府は、労働法上の強制労働に関する刑事捜査、訴追、有罪判決または処罰について、何ら報告しなかった。文化的規範（女性が自動車を運転することの禁止を含む）は、家庭内労働者が異議を申し立てることを困難にしている。大使館は、電話で苦情を受理したことを報告し、一部の召使は逃亡し、大使館に逃げ込んだ。政府は、虐待的な雇用主または募集会社に、労働者の雇用について課せられる罰金や禁止措置を強制せず、外国人労働者は、助けを求めても対応しない警察を、引き続き非難している。稀に、政府は、労働者への賃金不払で有罪の者に小額の罰金や外国人労働者の採用禁止を科す。

12月17日、MediaBangladesh.net というウェブ・サイトは、巡礼ビザが切れた後の違法滞在により、過去9ヶ月間に4万人のバングラデシュ人が国外送還されたと報じた。バングラデシュの海外雇用省の情報筋によると、国外送還は、労働争議やストライキを発生させたこと、低賃金や劣悪な労働条件に抗議したことが理由である。

送り込む側の国の大使館代表者は、外国人家庭内労働者の虐待事案は増えている、と述べた。その年、数百人の家庭内労働者が、性的虐待またはその他の暴力を逃れて、自国の大使館に避難し、大使館は、多くの虐待の報告を受理した。多数の家庭内労働者を送り込む一部の国の大使館は、拘束にまで発展する状況から逃れてくる自国民のための避難所を設けている。大使館の代表者によれば、被害者は、通常、警察からの法的な支援を求め、大使館からは、退職手当と出国ビザを求める。虐待的な雇用主に対する刑事罰が申し立てられることは、滅多にない。

家庭内労働者に対する虐待の報道は、マスコミから減っている。アラブ・ニュースによれば、インドネシア大使館は、この年の上半期に、性的暴行を労働部に訴えた102件の苦情と、市民を巻き込む156件の肉体的暴力の事案を報告した。2008年、労働部門であるスリランカ海外雇用局は、報道によると、虐待事案の増加に言及して、この地域に送り込むスリランカ人の家庭内労働者の人数を減らすことを決定した。同局は、虐待事案の増加に一端の責任があると見なす、詐欺的な募集会社に対するキャンペーンを実施した。

d. 児童労働の禁止、および就労最低年齢

児童労働はこの国で発生しており、最も一般的な形態が物乞いである。貧しい家庭のサウジ人の子どもや、この国に人身売買で連れて来られた外国人の子どもは、特にこのために乞食として働いている。他の国、主としてイエメン出身の子どもは、子ども乞食グループ、街頭での物売り、そして家業を無理やりやらされることもある。18歳未満の外国人家庭内労働者の報告がある。その一部は、偽造の渡航書類でこの国に連れて来られた者である。

MSAは、すべての市民にまずまずの生活水準を与えることを目指してサービスを提供する。このサービスは、外国人には利用できない。

労働法は、家族の中での唯一の働き手でなければ、15歳未満のいかなる者も合法的に就労することができない、と規定する。家族経営の仕事、または、農業、牧畜および家事など、家事の延長と見なされるその他の分野で雇用される労働者について、最低年齢の定めはない。18歳未満の子どもは、鉱山や電動機械を使う産業など、危険または有害な産業で就労することはできず、このことが発生しているとの証拠はない。

アブドラ・アジズ国王科学技術都市によって委嘱された2008年9月の調査によって、児童労働が益々増加していることが分かった。この調査によると、子どもの1.54%が就労しており、これには東部地方の2.3%が含まれる。

アブドラ国王調査研究所の調査によると、2008年、83,000人以上の子どもが街頭で働いていた、とOkazは報じ

た。9月2日、アラブ・ニュースは、9歳の子どもが、リヤドの南の Al-Atiqah 果物市場で長時間働いており、自分の体重の3倍の重さの荷物を動かすこともあった、と報じた。

司法省は、児童労働の違反者と主張される者について管轄権があり、その者に対して提起される一部の事案で原告として行動することがある。MSA は、子ども乞食という増大する問題と戦うための事務所を、メッカとメディナに設けている。

e. 許容できる労働条件

国が定めた最低賃金はない。民間部門における、市民の非公式な最低賃金は、月 1,500 リアル（約 400 米ドル）で、これは、市民である労働者およびその家族（各種の政府の手当ても受ける）にまずまずの生活水準を与えらると思われる。外国人労働者は、民間部門の労働力の約 88%を占める。彼らの労働、賃金、住居および労働条件は、一般に、送り出し国から出発する前に、交渉され、合意される。

労働規制は、通常賃金で週 48 時間労働、週 24 時間の休憩時間（通常、金曜日。但し、雇用主は、別の日に与えることもできる）、労働時間の制限、時間外労働 1.5 時間について 1 時間分の時間外手当（時間外労働の上限は 12 時間）、および、強制的時間外労働時間に関する大臣の決定を定める。これらの基準が執行されたか否かを反映した報告はない。信頼できる報告によると、女性の家庭内労働者は、週 7 日、毎日 16 時間から 20 時間働かされ、賃金は僅か、または無給、という場合がある。

労働法は、安全検査を規定し、労働省が指名する検査員に、工場その他の作業場所で使用または取り扱われている資材を検査させ、疑わしい有害な資材または物質のサンプルを政府の研究所に提出させる権限を与えている。保健省の労働衛生サービス理事会は、労働省と協力して、衛生および安全の問題に対処している。規制により、雇用主は、一部の労働者を業務上の障害および疾病から守ることを義務付けられているが、違反は発生している。上記の規制は、農業者、牧畜業者、家庭内被用者または家族経営の事業の労働者は対象としていない。報道によれば、外国人は、衛生および安全の基準がしばしば執行されないと、報告する。

多くの外国人労働者、特に家庭内労働者は、危険な状況から逃れる権利を行使することができず、雇用主は、家の中に閉じ込めるか、または、逃亡したら賃金を払わないと脅迫する。また、雇用主は、外国人労働者を虐待的な状況（借金による拘束、閉じ込め、渡航書類および身元書類の没収、休日なしの長時間労働、契約切替、脅迫および肉体的暴行など）に置く。

労働省の外国人労働者保護部は、一部の虐待および搾取の事例を取り上げる。外国人労働者は、苦情を提出することができ、全国 37 箇所の労働省の事務所に支援を求めることができる。但し、政府は、概して積極的でない。同省は、外国人労働者を不適切に取り扱った個人および企業に、労働者の身元引受を 5 年間禁じることがある。但し、公的に利用できる統計はない。労働省は、違反を繰り返す雇用主に、無期限に禁じることができる。二国間の労働協定は、一部の諸国からの労働者の労働条件を規定するが、その実施が困難である場合がある。

2月2日、アラブ・ニュースは、6年分の賃金、退職手当、パキスタンへ帰国するための航空券、医療費が未払いになっている4名のパキスタン人技術者の問題を報じた。メッカにある労働紛争解決予備委員会は、2006年に労働者側に有利な決定を下したが、労働者側は、年末の時点で対価を受け取っていない。